

# 第4期江戸川区障害福祉計画

---

(平成27年度～29年度)

平成27年3月

 江戸川区

## 策定にあたって

この3年ほどの間に、障害者総合支援法をはじめとして、障害のある人やそのご家族などに関係する数多くの法令の成立・改正が行われており、障害者福祉を取り巻く環境は、目まぐるしい速さで、大きく変化しています。

このような動きの中、本区では、障害のある人が、慣れ親しんだ地域で自分らしく生活ができるよう、さまざまな施策を進めてまいりました。近年では、希望の家新館の開所（平成25年度）や発達障害相談センターの開設（平成26年度）などに加え、障害者虐待防止法や障害者優先調達法などへの取り組みも着実に進んで来ています。

このたび、平成27年度から29年度の3ヵ年を計画期間とする「第4期江戸川区障害福祉計画」を策定いたしました。本計画は、障害者総合支援法に基づき、数値目標やサービスの見込量、区の考え方などを定めるものです。

本計画を一つの指針として、これからも、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、支え合いながら、元気に安心して暮らせる江戸川区の実現を目指してまいりますので、今後ともご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました江戸川区地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました区民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成27年3月

江戸川区長 **多田正見**

# 目次

|  |    |
|--|----|
| <b>第1章 第4期江戸川区障害福祉計画の概要</b> .....        | 1  |
| 1 第4期江戸川区障害福祉計画について.....                 | 1  |
| 2 障害者総合支援法について.....                      | 5  |
| 3 関係法令等の制定・改正について.....                   | 8  |
| <b>第2章 江戸川区の現況</b> .....                 | 11 |
| 1 人口の推移.....                             | 11 |
| 2 障害者手帳所持者数の推移.....                      | 12 |
| 3 障害者の実雇用率の推移.....                       | 24 |
| <b>第3章 計画に関する成果目標の設定とサービス量の見込み</b> ..... | 25 |
| 1 第3期計画の目標達成状況について.....                  | 25 |
| 2 成果目標について.....                          | 27 |
| 3 障害福祉サービス等の見込量とその確保について.....            | 33 |
| <b>第4章 地域生活支援事業</b> .....                | 52 |
| 1 地域生活支援事業について.....                      | 52 |
| 2 江戸川区の地域生活支援事業計画及び見込量.....              | 53 |
| <b>資料編</b> .....                         | 77 |
| 江戸川区障害者計画の読み替えについて.....                  | 79 |
| 障害者総合支援法の概要.....                         | 80 |
| 障害福祉サービス等見込量一覧.....                      | 82 |
| 地域生活支援事業見込量一覧.....                       | 83 |
| 策定経過.....                                | 86 |

# 第1章 第4期江戸川区障害福祉計画の概要

## 1 第4期江戸川区障害福祉計画について

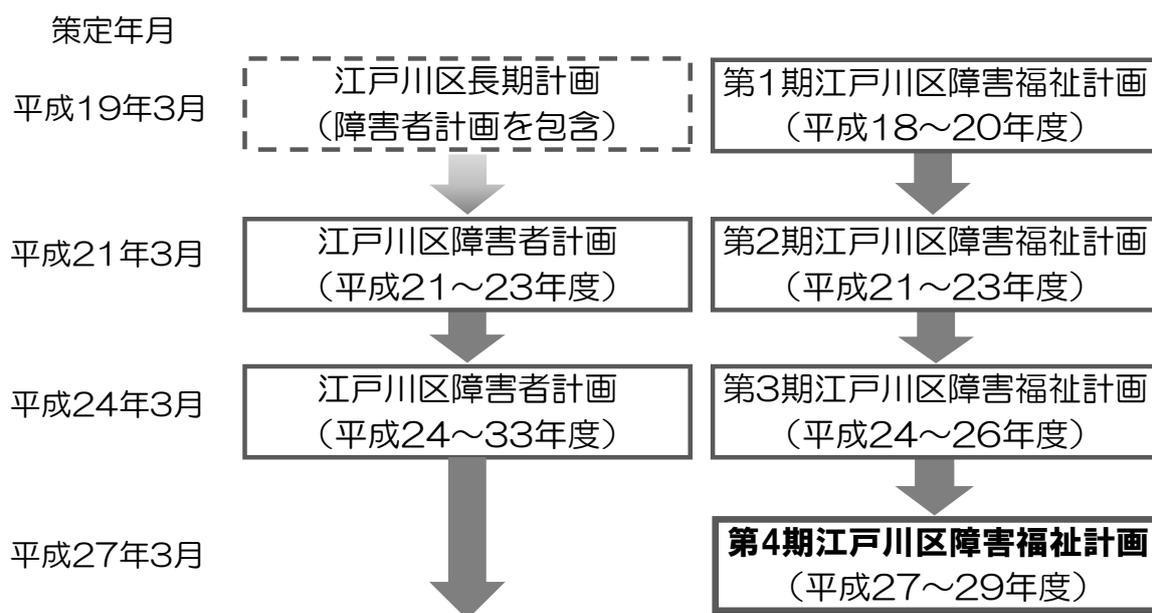
### (1) 策定の趣旨

区では、平成14年7月に「江戸川区長期計画（えどがわ新世紀デザイン）」を策定し、そこに示された基本構想・基本計画に基づく実施計画により、障害のある人が、地域で自立して生活でき、安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。

また、国の動向を踏まえ、「江戸川区障害者計画」、「江戸川区障害福祉計画」を策定し、障害者施策を進めてきました。

こうした動きの中で、現行の「第3期江戸川区障害福祉計画」（以下、「第3期計画」という。）が最終年次（平成26年度）を迎えたことから、新たに「第4期江戸川区障害福祉計画」を策定します。

### <障害者計画・障害福祉計画の変遷>



### (2) 計画の位置づけ

第4期江戸川区障害福祉計画（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針（以下、「国の指針」という。）に即して策定する「市町村障害福祉計画」です。

各種サービス（障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援）の提供体制を確保することを主な目的としています。

### (3) 計画期間

本計画の期間は、国の指針により、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

| 計画名／年度    | 24                       | 25 | 26 | 27    | 28 | 29 | 30      | 31 | 32 | 33 |
|-----------|--------------------------|----|----|-------|----|----|---------|----|----|----|
| 障害福祉計画    | 第 3 期                    |    |    | 第 4 期 |    |    | 第 5 期以降 |    |    |    |
| 障害者計画     | (計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度) |    |    |       |    |    |         |    |    |    |
| 基本構想・基本計画 | (計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度) |    |    |       |    |    |         |    |    |    |

### (4) 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第 4 条第 1 項に規定する障害者、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児を対象としています。

#### <障害者の定義>

18 歳以上で、以下に該当する者

| 種別                 | 定義（障害者総合支援法第 4 条第 1 項）   |
|--------------------|--|
| 身体障害者              | 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者  |
| 知的障害者              | 知的障害者福祉法にいう知的障害者   |
| 精神障害者<br>(発達障害者含む) | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条 に規定する精神障害者(発達障害者支援法第 2 条第 2 項 に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。) |
| 難病等の患者             | 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者                             |

#### <障害児の定義>

18 歳未満で、以下に該当する者

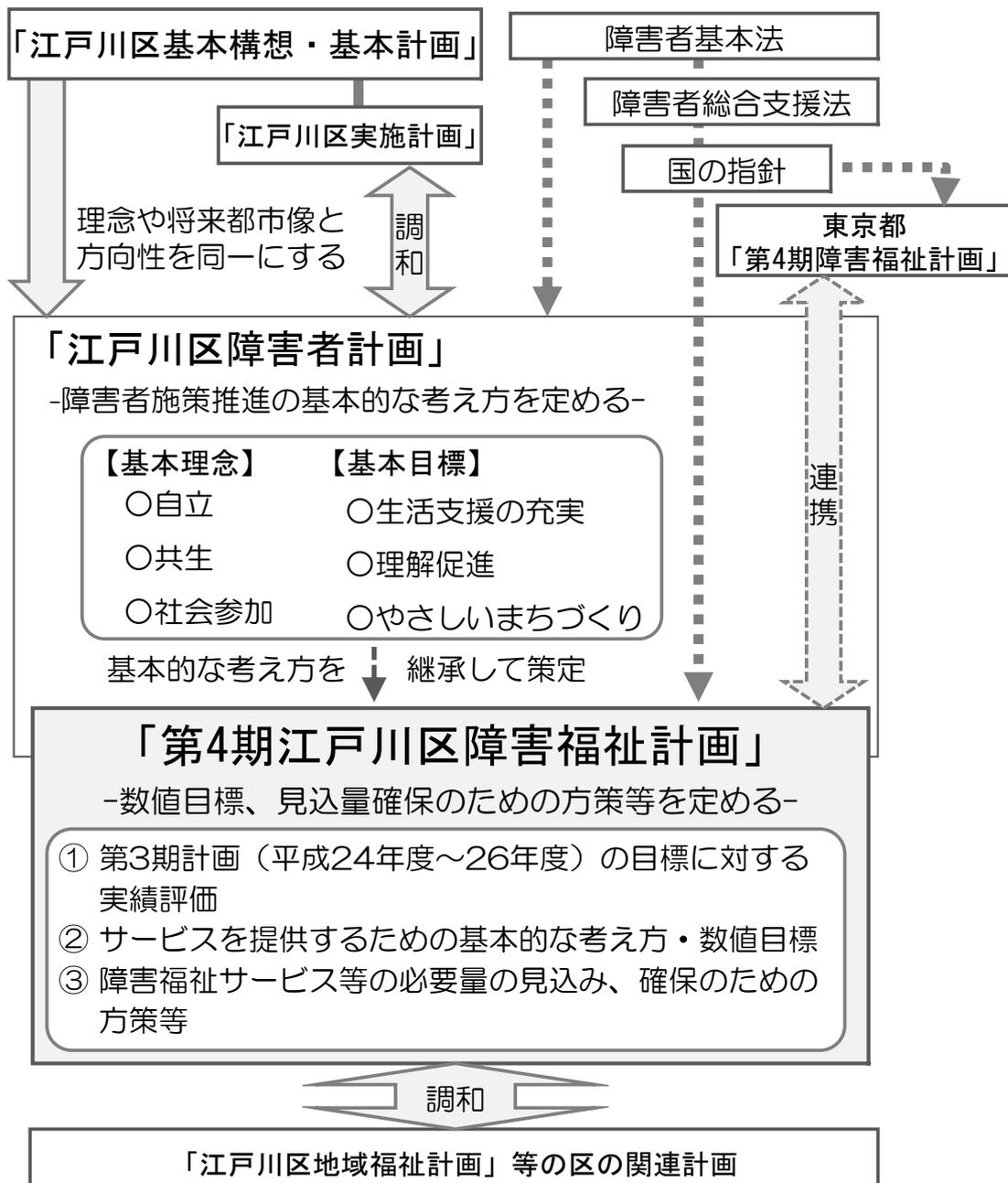
| 種別                 | 定義（児童福祉法第 4 条第 2 項）   |
|--------------------|---|
| 身体障害児              | 身体に障害のある児童  |
| 知的障害児              | 知的障害のある児童   |
| 精神障害児<br>(発達障害児含む) | 精神に障害のある児童<br>(発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。)                                      |
| 難病等の児童             | 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童 |

## (5) 策定の考え方

本計画は、国の指針に即し、以下の考え方に基づいて、策定しています。

- ・「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性を同一にする。
- ・上位計画である「江戸川区障害者計画」（根拠法令：障害者基本法第11条第3項）の基本的な考え方（基本理念、基本目標）を継承する。
- ・「江戸川区地域福祉計画」（根拠法令：社会福祉法第107条）、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」（根拠法令：子ども・子育て支援法第61条）等の関連する江戸川区の他計画との調和を保つ。
- ・東京都の「第4期障害福祉計画」との連携を図る。

<本計画策定の全体像>



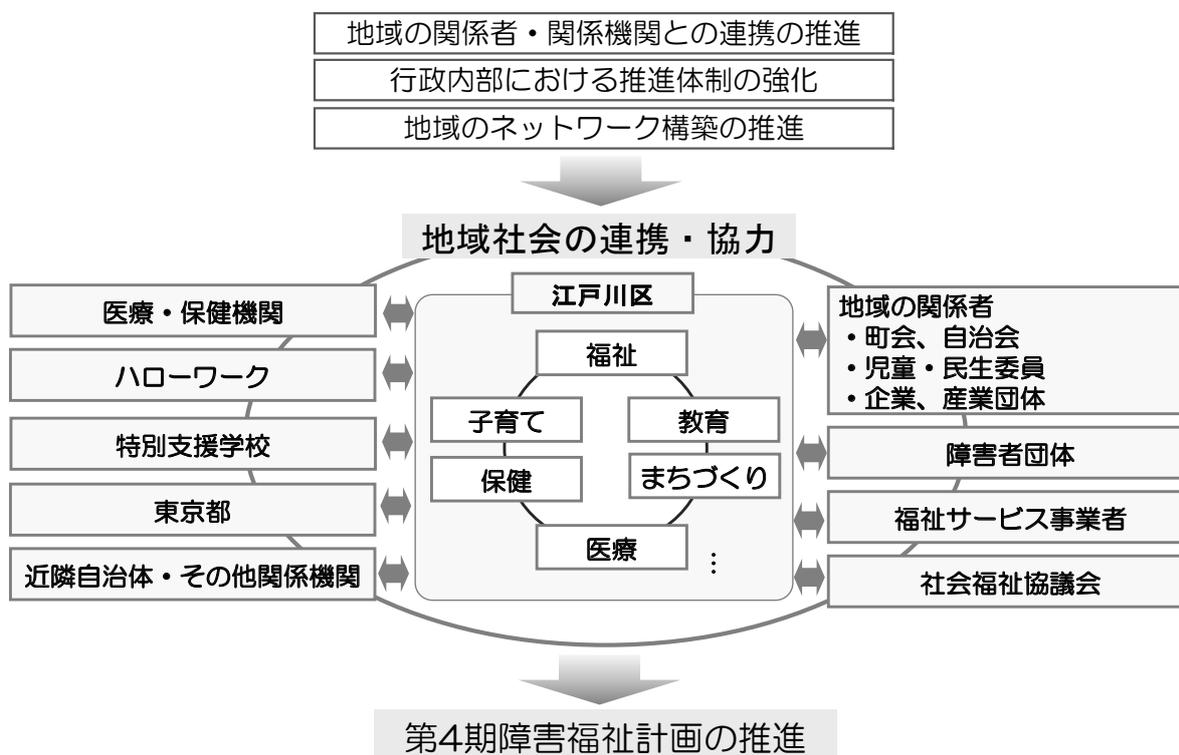
## (6) 計画の推進に向けて

### ① 関係機関等との連携の推進

本計画は、福祉・保健・医療等の様々な関連分野に渡るものであり、各関係機関や地域が連携を図りながら、総合的に取り組みを進めていくことが重要です。

計画の推進に向けて、地域の関係者・関係機関との連携や行政内部における推進体制の強化などにより、地域のネットワーク構築を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

#### <地域社会のネットワークと連携のイメージ>



### ② PDCAサイクルの実施

国の指針に基づき、本計画に定める目標等について、年に1回、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえて、評価・分析を行います。また、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。

### ③ その他

障害者総合支援法をはじめとする関係法令・制度の改正<sup>(注)</sup>や障害者差別解消法などの今後施行される法令等については、国や東京都の動向を注視しながら、関係機関・庁内関係部署と連携して、適切に対応していきます。

(注) 難病等の対象疾病の拡大(6ページ参照)など。

## 2 障害者総合支援法について

### (1) 障害者総合支援法の施行

地域社会での共生の実現に向けて、障害者及び障害児が日常生活または社会生活を営むための支援を総合的に行うことを目的として、「障害者自立支援法」に代わる法律である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成25年4月（一部は、平成26年4月）に施行されました。

#### <障害者総合支援法成立までの経緯>

平成15年

「支援費制度」の導入

「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念に基づいて導入

平成18年

「障害者自立支援法」 施行

障害者施策の3障害一元化、サービス体系の利用者本位での再編、就労支援の強化、安定的な財源の確保等を目的として施行

平成23年

改正「障害者基本法」 施行

障害者の定義の見直し、地域社会における共生等の考え方、差別禁止の観点から社会的障壁の除去に配慮すること等、新たな視点が盛り込まれる

平成24年

改正「障害者自立支援法」 施行

制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を主な目的とした改正

平成25年4月

「障害者総合支援法」 施行

（一部は、平成26年4月施行）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービス、地域生活支援事業その他必要な支援を総合的に行うことを目的として施行

## (2) 主な改正事項

法改正のポイントは、以下のとおりです。

### ① 基本理念の創設

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁<sup>(注)</sup>の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

(注) 社会的障壁とは、障害者及び障害児にとって、日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

### ② 障害者の範囲

障害者の範囲に難病等の患者<sup>(注)</sup>を追加。

(注) 難病等の対象疾病は、平成27年1月時点で151疾病となっています。

今後、対象疾病の拡大が予定されています。

### ③ 障害支援区分の創設

「障害程度区分」を障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

### ④ 重度訪問介護の対象拡大

対象者を重度の身体障害者に加え、重度の知的障害者と精神障害者にも拡大。

### ⑤ グループホームとケアホームの一元化

共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。

### ⑥ 地域移行支援の対象拡大

新たに、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする者（救護施設に入所している障害者等）を対象者に追加。

### ⑦ 地域生活支援事業の追加

障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通を行う者を養成する事業等を新たに追加。

### ⑧ サービス基盤の計画的整備

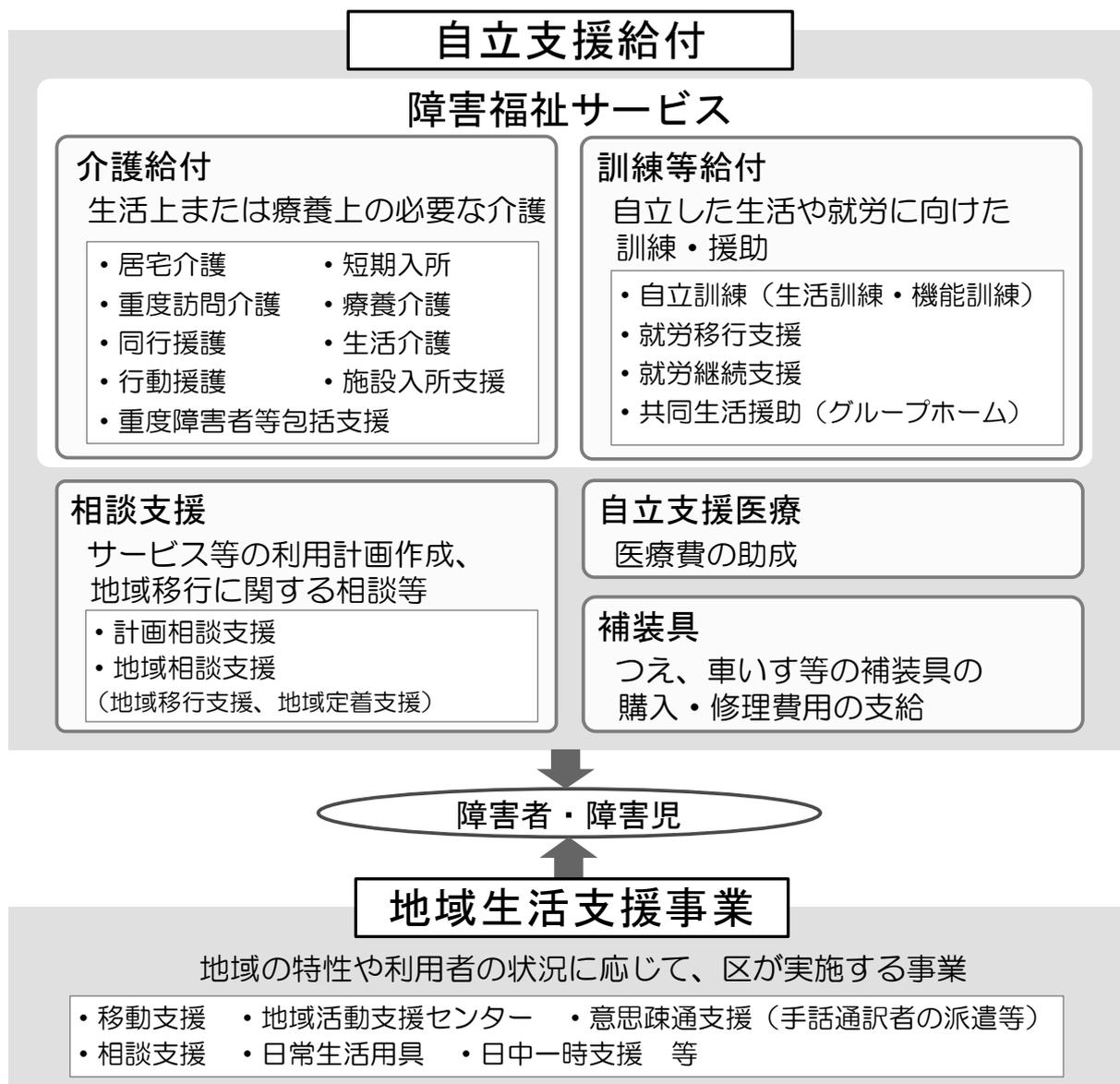
障害福祉計画における定期的な検証と見直し（PDCAサイクル）の法定化。

### (3) サービス体系

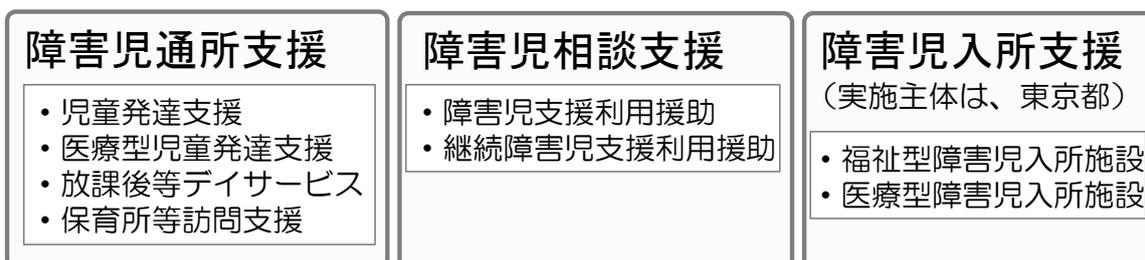
障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

なお、障害児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

#### <障害者総合支援法のサービス体系>



#### <児童福祉法のサービス体系>



### 3 関係法令等の制定・改正について

第3期計画策定後に制定・改正された障害者総合支援法以外の主な関係法令等のポイントは、以下のとおりです。

#### (1) 児童福祉法の改正

障害児の支援を強化するため、児童福祉法が改正され、平成24年4月に施行されました。

障害種別で分かれていた障害児施設を通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）への一元化、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や障害児相談支援の創設などの改正が行われました。

#### (2) 障害者虐待防止法の施行

障害者虐待の防止等の施策を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月に施行されました。

この法律では、障害者に対する虐待の禁止や障害者虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市町村の立入調査権限などが定められました。

#### (3) 障害者優先調達法の施行

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達法）が平成25年4月に施行されました。

この法律では、国や地方公共団体等の公的機関が、率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることが定められました。

#### (4) 障害者権利条約の批准

「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置などについて定める国際条約で、平成18年12月に国連総会において採択されました。主な内容は、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることを促進するなどです。

日本は、平成19年に条約に署名し、障害者基本法の改正等の法整備を経て、平成26年1月20日に批准書を寄託し、同年2月19日に条約は、効力を発生しました。

## (5) 精神障害者保健福祉法の改正

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神障害者保健福祉法)が改正され、平成26年4月に施行されました。

今回の改正では、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会の見直し<sup>(注)</sup>などが行われました。

(注)精神医療審査会の見直しのうち、審査会委員に関する規定については、平成28年4月施行。

## (6) 子ども・子育て支援法の成立

幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て関連3法<sup>(注)</sup>」の1つとして、「子ども・子育て支援法」が、平成24年8月に成立し、平成27年4月に施行されます。

この法律は、障害児を含む全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としており、障害児支援についても言及されています。

(注)子ども・子育て支援3法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指します。

## (7) 障害者差別解消法の成立

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行されます。

この法律では、国や地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害を理由とする差別的扱いの禁止や合理的な配慮の不提供の禁止などを定めています。

## (8) 障害者雇用促進法の改正

雇用分野における均等な機会及び待遇の確保等を目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)が平成25年6月に改正され、平成28年4月に施行されます。

今回の改正では、障害者に対する差別の禁止、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える<sup>(注)</sup>などの内容が盛り込まれました。

(注)精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加は、平成30年4月施行。

なお、障害者の法定雇用率については、障害者雇用促進法施行令の改正<sup>(注)</sup>により、平成 25 年 4 月より、以下のとおり、引き上げられました。民間企業、国、地方公共団体等は、法定雇用率に相当する人数以上の障害者を雇用することが義務付けられています。

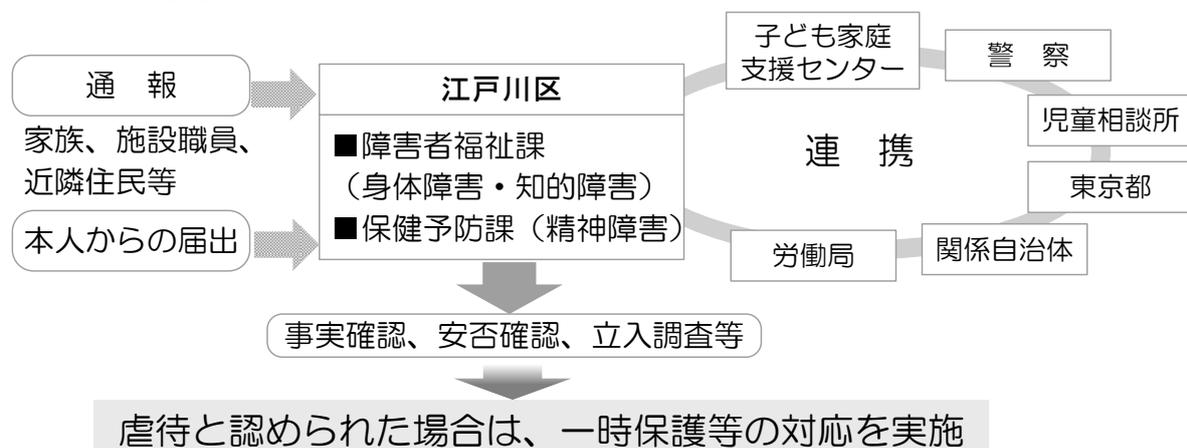
| 対象となる法人等                 | 法定雇用率      |            |
|--------------------------|------------|------------|
|                          | 25 年 3 月まで | 25 年 4 月より |
| 民間企業（常用労働者数 50 人以上規模）    | 1.8%       | 2.0%       |
| 特殊法人等（常用労働者数 43.5 人以上規模） | 2.1%       | 2.3%       |
| 国、地方公共団体                 | 2.1%       | 2.3%       |
| 都道府県等の教育委員会              | 2.0%       | 2.2%       |

(注) 障害者の法定雇用率は、障害者雇用促進法第 43 条第 2 項の規定により、少なくとも 5 年ごとに政令で定めるとされています。

**参考** 「江戸川区の障害者虐待に対する取り組みについて」

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法施行に伴い、虐待の未然防止や早期発見・対応を行い、本人とその家族などの養護者を支援することを目的として、相談対応や周知・啓発活動を実施しています。障害のある方への虐待やその疑いがある場合は、子ども家庭支援センターや警察等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を図ります。

<障害者虐待対応のイメージ>



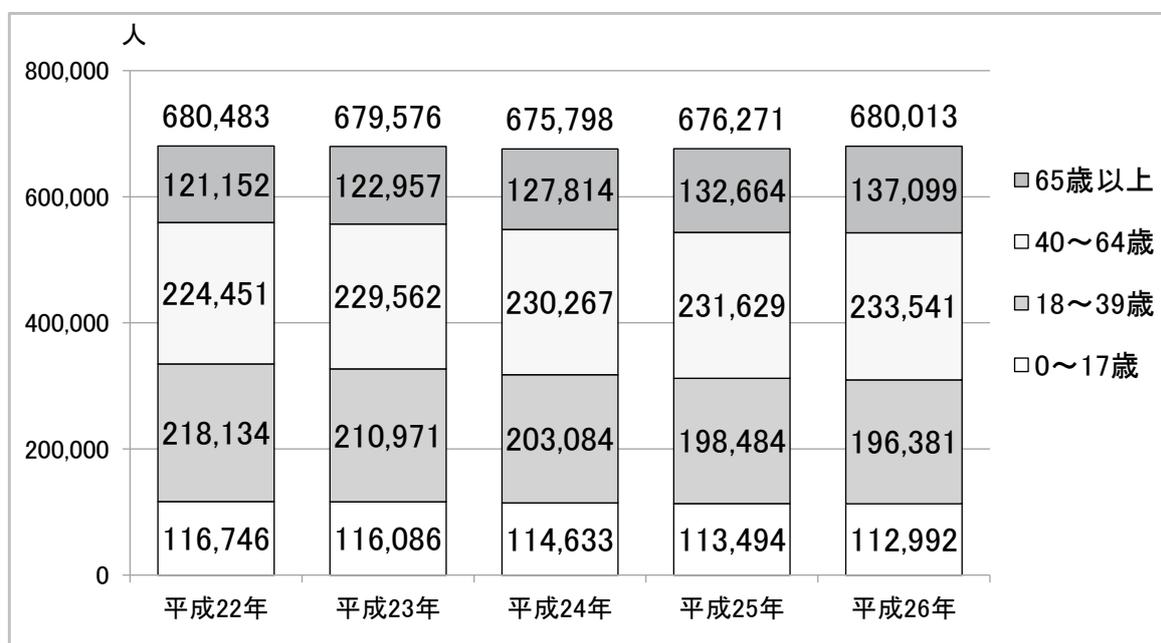
## 第2章 江戸川区の現況

### 1 人口の推移

江戸川区の総人口は、平成22年から平成24年にかけて、減少していますが、平成25年からは、増加傾向で推移しています。10月1日現在の総人口は、680,013人となっています。

構成比では、0～17歳と18～39歳の総人口に占める割合が減少傾向にある一方で、40～64歳と65歳以上の割合が増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。

#### <江戸川区の総人口の推移>



(各年10月1日現在)

|     |        | 平成22年   | 平成23年   | 平成24年   | 平成25年   | 平成26年   |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実数  | 0～17歳  | 116,746 | 116,086 | 114,633 | 113,494 | 112,992 |
|     | 18～39歳 | 218,134 | 210,971 | 203,084 | 198,484 | 196,381 |
|     | 40～64歳 | 224,451 | 229,562 | 230,267 | 231,629 | 233,541 |
|     | 65歳以上  | 121,152 | 122,957 | 127,814 | 132,664 | 137,099 |
|     | 計      | 680,483 | 679,576 | 675,798 | 676,271 | 680,013 |
| 構成比 | 0～17歳  | 17.2%   | 17.1%   | 17.0%   | 16.8%   | 16.6%   |
|     | 18～39歳 | 32.1%   | 31.0%   | 30.1%   | 29.3%   | 28.9%   |
|     | 40～64歳 | 33.0%   | 33.8%   | 34.1%   | 34.3%   | 34.3%   |
|     | 65歳以上  | 17.8%   | 18.1%   | 18.9%   | 19.6%   | 20.2%   |

※住民基本台帳登録者(外国人含む)

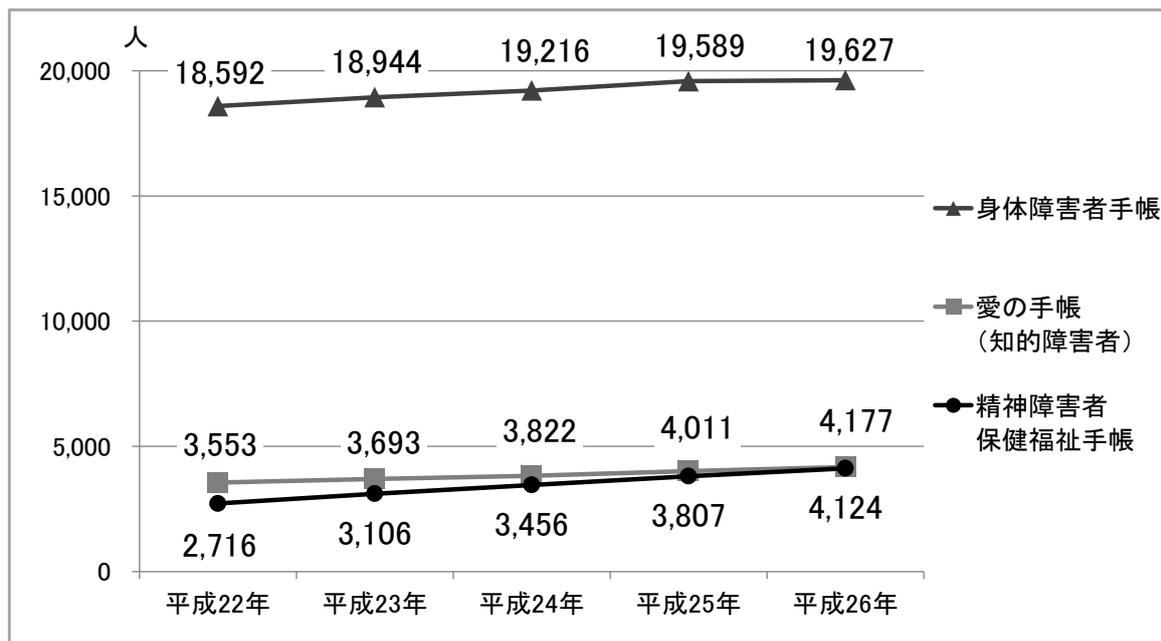
## 2 障害者手帳所持者数の推移

### (1) 障害者手帳所持者数（3 障害）の推移

障害者手帳の所持者数は、3 障害全てにおいて、毎年増加しており、総人口に占める割合も増加傾向にあります。

構成比では、身体障害者手帳所持者が約 7 割を占め、最も多くなっています。

#### <障害者手帳所持者数（3 障害）の推移>



(各年 10 月 1 日現在)

|              |         | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口          | 人口      | 680,483 | 679,576 | 675,798 | 676,271 | 680,013 |
|              | 対 22 年比 | 100.0%  | 99.9%   | 99.3%   | 99.4%   | 99.9%   |
|              | 手帳所持者割合 | 3.7%    | 3.8%    | 3.9%    | 4.1%    | 4.1%    |
| 障害者手帳所持者     | 所持者数    | 24,861  | 25,743  | 26,494  | 27,407  | 27,928  |
|              | 対 22 年比 | 100.0%  | 103.5%  | 106.6%  | 110.2%  | 112.3%  |
|              | 構成比     | 74.8%   | 73.6%   | 72.5%   | 71.5%   | 70.3%   |
| 身体障害者手帳      | 所持者数    | 18,592  | 18,944  | 19,216  | 19,589  | 19,627  |
|              | 対 22 年比 | 100.0%  | 101.9%  | 103.4%  | 105.4%  | 105.6%  |
|              | 構成比     | 74.8%   | 73.6%   | 72.5%   | 71.5%   | 70.3%   |
| 愛の手帳 (知的障害者) | 所持者数    | 3,553   | 3,693   | 3,822   | 4,011   | 4,177   |
|              | 対 22 年比 | 100.0%  | 103.9%  | 107.6%  | 112.9%  | 117.6%  |
|              | 構成比     | 14.3%   | 14.3%   | 14.4%   | 14.6%   | 15.0%   |
| 精神障害者保健福祉手帳  | 所持者数    | 2,716   | 3,106   | 3,456   | 3,807   | 4,124   |
|              | 対 22 年比 | 100.0%  | 114.4%  | 127.2%  | 140.2%  | 151.8%  |
|              | 構成比     | 10.9%   | 12.1%   | 13.0%   | 13.9%   | 14.8%   |

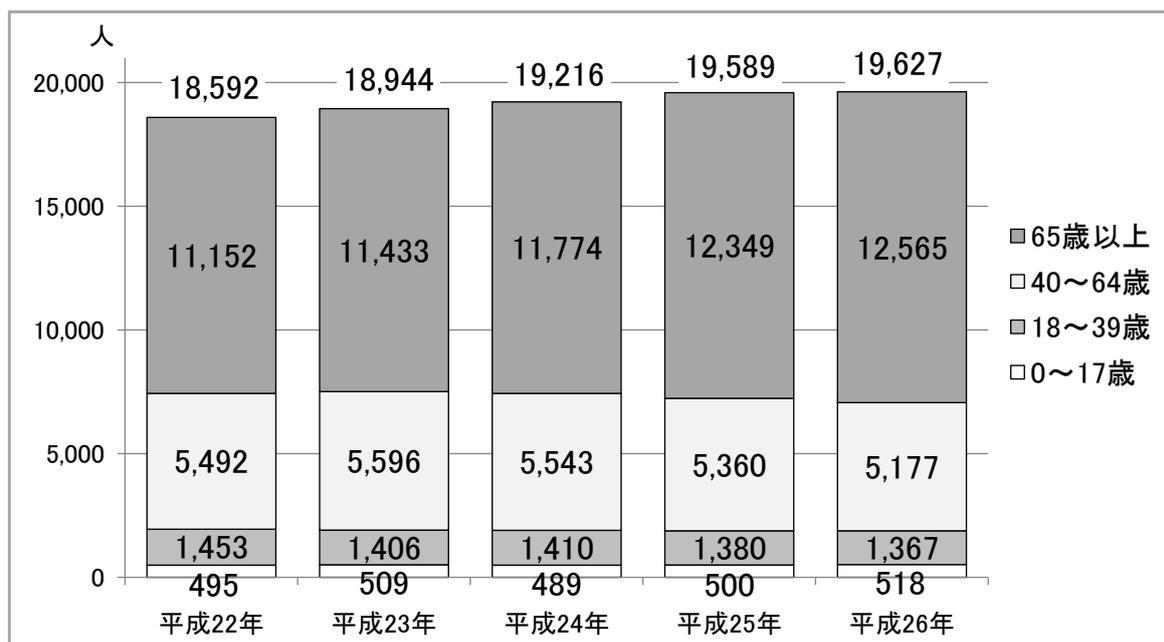
## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

### ① 年齢区分別

身体障害者手帳所持者数は、毎年増加しており、平成26年10月1日現在19,627人となっています。65歳以上の割合が増加しており、高齢化が進んでいます。

なお、難病等での身体障害者手帳取得者数は、平成25年10月1日時点では1人、平成26年10月1日時点では5人となっています。

<年齢区分別 身体障害者手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

|     |        | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実数  | 0~17歳  | 495    | 509    | 489    | 500    | 518    |
|     | 18~39歳 | 1,453  | 1,406  | 1,410  | 1,380  | 1,367  |
|     | 40~64歳 | 5,492  | 5,596  | 5,543  | 5,360  | 5,177  |
|     | 65歳以上  | 11,152 | 11,433 | 11,774 | 12,349 | 12,565 |
|     | 計      | 18,592 | 18,944 | 19,216 | 19,589 | 19,627 |
| 構成比 | 0~17歳  | 2.7%   | 2.7%   | 2.5%   | 2.6%   | 2.6%   |
|     | 18~39歳 | 7.8%   | 7.4%   | 7.3%   | 7.0%   | 7.0%   |
|     | 40~64歳 | 29.5%  | 29.5%  | 28.8%  | 27.4%  | 26.4%  |
|     | 65歳以上  | 60.0%  | 60.4%  | 61.3%  | 63.0%  | 64.0%  |

#### 参考 「身体障害者手帳」

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた人に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

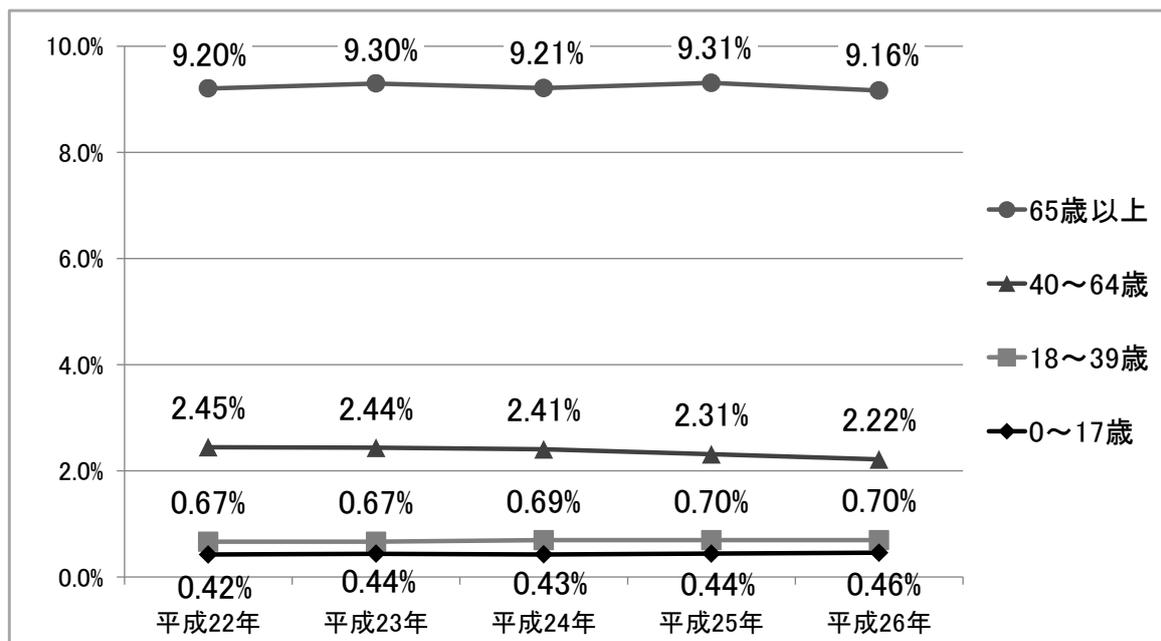
障害の程度により、1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

## ② 対人口割合

平成 26 年 10 月 1 日現在の対人口割合では、区の総人口に占める割合は 2.89% となっています。

年齢 4 区分の対人口割合では、全ての年齢区分において、ほぼ横ばいで推移しています。

### <対人口割合（年齢 4 区分別）>



(各年 10 月 1 日現在)

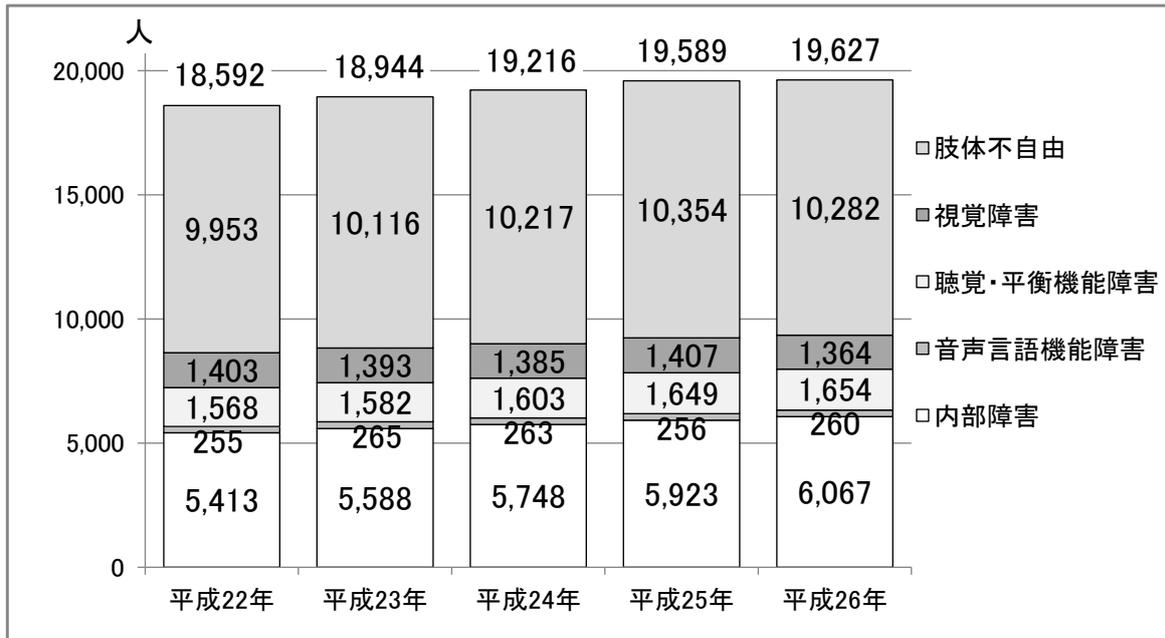
|         | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0~17 歳  | 0.42%   | 0.44%   | 0.43%   | 0.44%   | 0.46%   |
| 18~39 歳 | 0.67%   | 0.67%   | 0.69%   | 0.70%   | 0.70%   |
| 40~64 歳 | 2.45%   | 2.44%   | 2.41%   | 2.31%   | 2.22%   |
| 65 歳以上  | 9.20%   | 9.30%   | 9.21%   | 9.31%   | 9.16%   |
| 計       | 2.73%   | 2.79%   | 2.84%   | 2.90%   | 2.89%   |

### ③ 障害部位別

障害部位別では、内部障害は増加していますが、その他の障害については、ほぼ横ばいで推移しています。

構成比では、肢体不自由が半数以上を占め、続いて、内部障害が約3割となっており、両障害を合わせると全体の8割以上を占めています。

<障害部位別 身体障害者手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

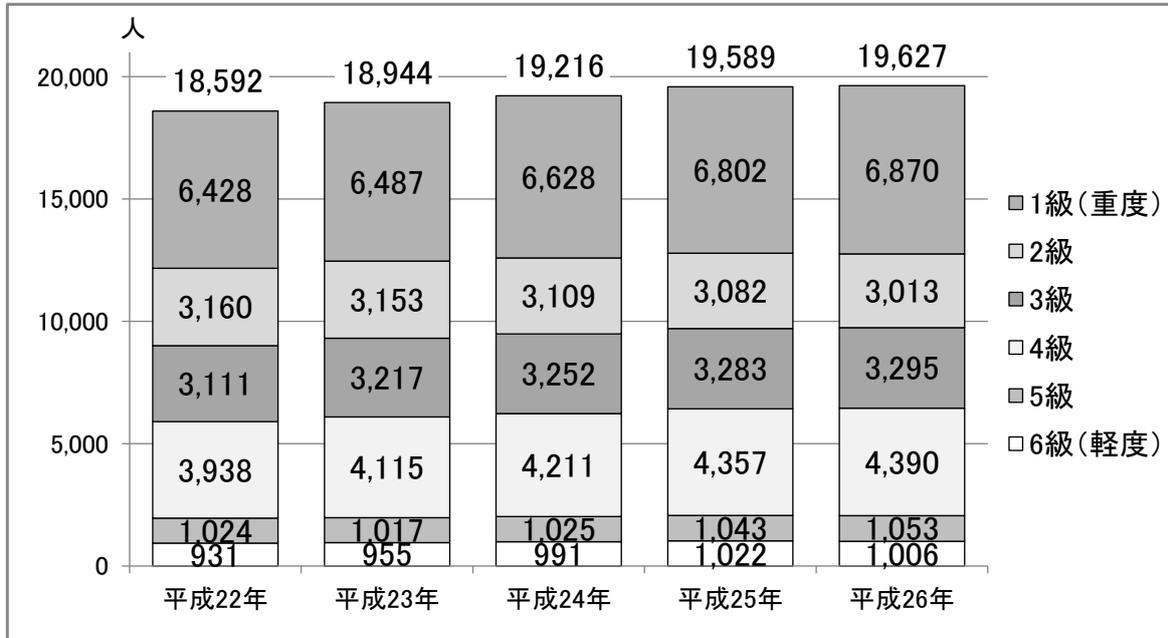
|           |       | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  |
|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全 体       | 所持者数  | 18,592 | 18,944 | 19,216 | 19,589 | 19,627 |
|           | 対22年比 | 100.0% | 101.9% | 103.4% | 105.4% | 105.6% |
| 肢体不自由     | 所持者数  | 9,953  | 10,116 | 10,217 | 10,354 | 10,282 |
|           | 対22年比 | 100.0% | 101.6% | 102.7% | 104.0% | 103.3% |
|           | 構成比   | 53.5%  | 53.4%  | 53.2%  | 52.9%  | 52.4%  |
| 視覚障害      | 所持者数  | 1,403  | 1,393  | 1,385  | 1,407  | 1,364  |
|           | 対22年比 | 100.0% | 99.3%  | 98.7%  | 100.3% | 97.2%  |
|           | 構成比   | 7.5%   | 7.4%   | 7.2%   | 7.2%   | 6.9%   |
| 聴覚・平衡機能障害 | 所持者数  | 1,568  | 1,582  | 1,603  | 1,649  | 1,654  |
|           | 対22年比 | 100.0% | 100.9% | 102.2% | 105.2% | 105.5% |
|           | 構成比   | 8.4%   | 8.4%   | 8.3%   | 8.4%   | 8.4%   |
| 音声言語機能障害  | 所持者数  | 255    | 265    | 263    | 256    | 260    |
|           | 対22年比 | 100.0% | 103.9% | 103.1% | 100.4% | 102.0% |
|           | 構成比   | 1.4%   | 1.4%   | 1.4%   | 1.3%   | 1.3%   |
| 内部障害      | 所持者数  | 5,413  | 5,588  | 5,748  | 5,923  | 6,067  |
|           | 対22年比 | 100.0% | 103.2% | 106.2% | 109.4% | 112.1% |
|           | 構成比   | 29.1%  | 29.5%  | 29.9%  | 30.2%  | 30.9%  |

#### ④ 等級別

等級別では、4級が他の等級に比べて、増加の割合が大きくなっています。

構成比では、2級の割合が減少し、それ以外の等級は、ほぼ横ばいで推移しています。

<等級別 身体障害者手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

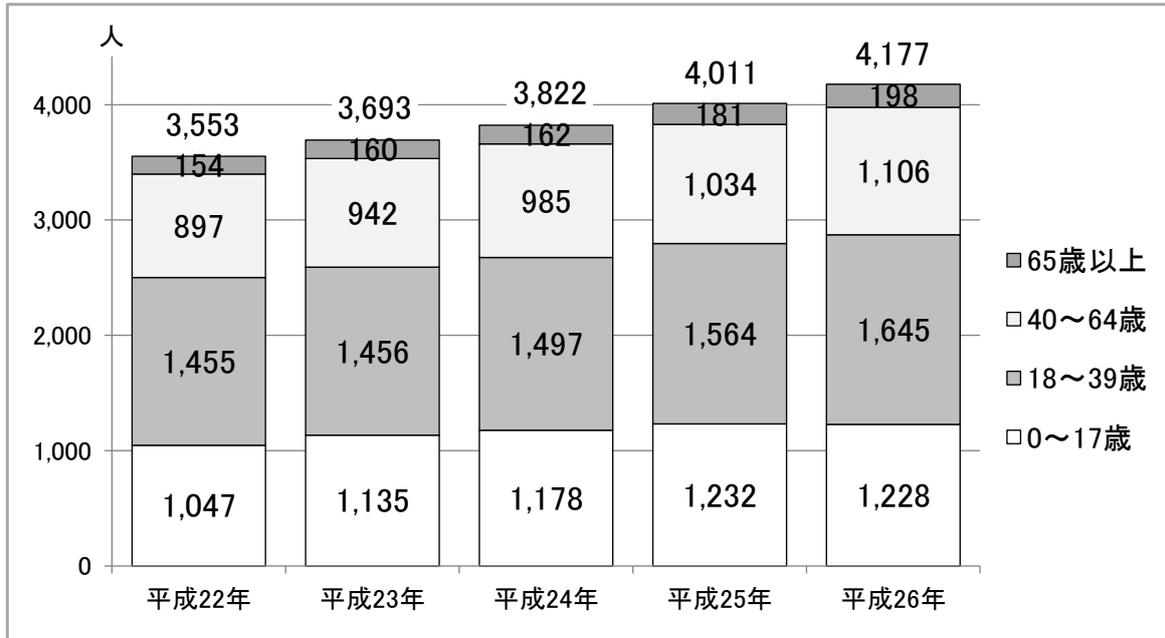
|            |       | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全体         | 所持者数  | 18,592 | 18,944 | 19,216 | 19,589 | 19,627 |
|            | 対22年比 | 100.0% | 101.9% | 103.4% | 105.4% | 105.6% |
| 1級<br>(重度) | 所持者数  | 6,428  | 6,487  | 6,628  | 6,802  | 6,870  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 100.9% | 103.1% | 105.8% | 106.9% |
|            | 構成比   | 34.6%  | 34.2%  | 34.5%  | 34.7%  | 35.0%  |
| 2級         | 所持者数  | 3,160  | 3,153  | 3,109  | 3,082  | 3,013  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 99.8%  | 98.4%  | 97.5%  | 95.3%  |
|            | 構成比   | 17.0%  | 16.6%  | 16.2%  | 15.7%  | 15.4%  |
| 3級         | 所持者数  | 3,111  | 3,217  | 3,252  | 3,283  | 3,295  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 103.4% | 104.5% | 105.5% | 105.9% |
|            | 構成比   | 16.7%  | 17.0%  | 16.9%  | 16.8%  | 16.8%  |
| 4級         | 所持者数  | 3,938  | 4,115  | 4,211  | 4,357  | 4,390  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 104.5% | 106.9% | 110.6% | 111.5% |
|            | 構成比   | 21.2%  | 21.7%  | 21.9%  | 22.2%  | 22.4%  |
| 5級         | 所持者数  | 1,024  | 1,017  | 1,025  | 1,043  | 1,053  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 99.3%  | 100.1% | 101.9% | 102.8% |
|            | 構成比   | 5.5%   | 5.4%   | 5.3%   | 5.3%   | 5.4%   |
| 6級<br>(軽度) | 所持者数  | 931    | 955    | 991    | 1,022  | 1,006  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 102.6% | 106.4% | 109.8% | 108.1% |
|            | 構成比   | 5.0%   | 5.0%   | 5.2%   | 5.2%   | 5.1%   |

### (3) 愛の手帳所持者数の推移

#### ① 年齢区分別

愛の手帳所持者数は、毎年増加しており、平成26年10月1日現在4,177人となっています。18～39歳の割合が約4割を占め、最も多くなっています。

<年齢区分別 愛の手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

|     |        | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実数  | 0～17歳  | 1,047 | 1,135 | 1,178 | 1,232 | 1,228 |
|     | 18～39歳 | 1,455 | 1,456 | 1,497 | 1,564 | 1,645 |
|     | 40～64歳 | 897   | 942   | 985   | 1,034 | 1,106 |
|     | 65歳以上  | 154   | 160   | 162   | 181   | 198   |
|     | 計      | 3,553 | 3,693 | 3,822 | 4,011 | 4,177 |
| 構成比 | 0～17歳  | 29.5% | 30.7% | 30.8% | 30.7% | 29.4% |
|     | 18～39歳 | 41.0% | 39.4% | 39.2% | 39.0% | 39.4% |
|     | 40～64歳 | 25.2% | 25.5% | 25.8% | 25.8% | 26.5% |
|     | 65歳以上  | 4.3%  | 4.3%  | 4.2%  | 4.5%  | 4.7%  |

#### 参考 「愛の手帳」

愛の手帳は、児童相談所または東京都心身障害者福祉センターにおいて知的障害者であると判定された人に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

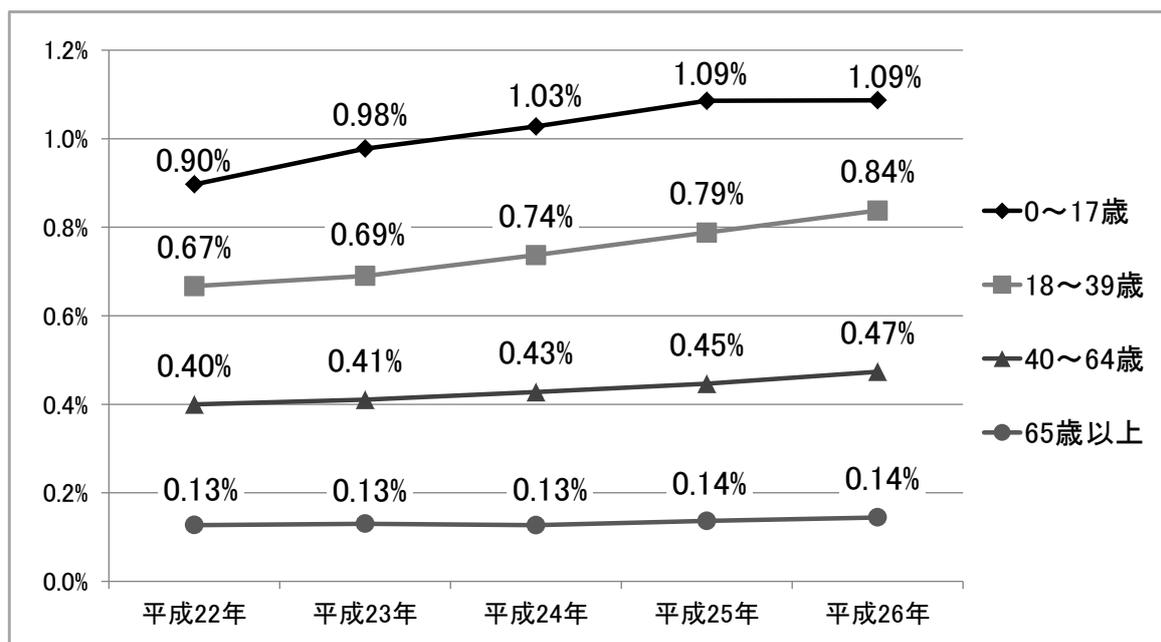
障害の程度により、1度（最重度）から4度（軽度）までの区分があります。

## ② 対人口割合

平成26年10月1日現在の対人口割合では、区の総人口に占める割合は0.61%となっています。

年齢4区分の対人口割合では、65歳以上は、ほぼ横ばいですが、それ以外の年齢区分は、増加傾向で推移しています。特に0～17歳と18～39歳では、他の年齢区分に比べて割合が大きく増加しています。

### <対人口割合（年齢4区分別）>



(各年10月1日現在)

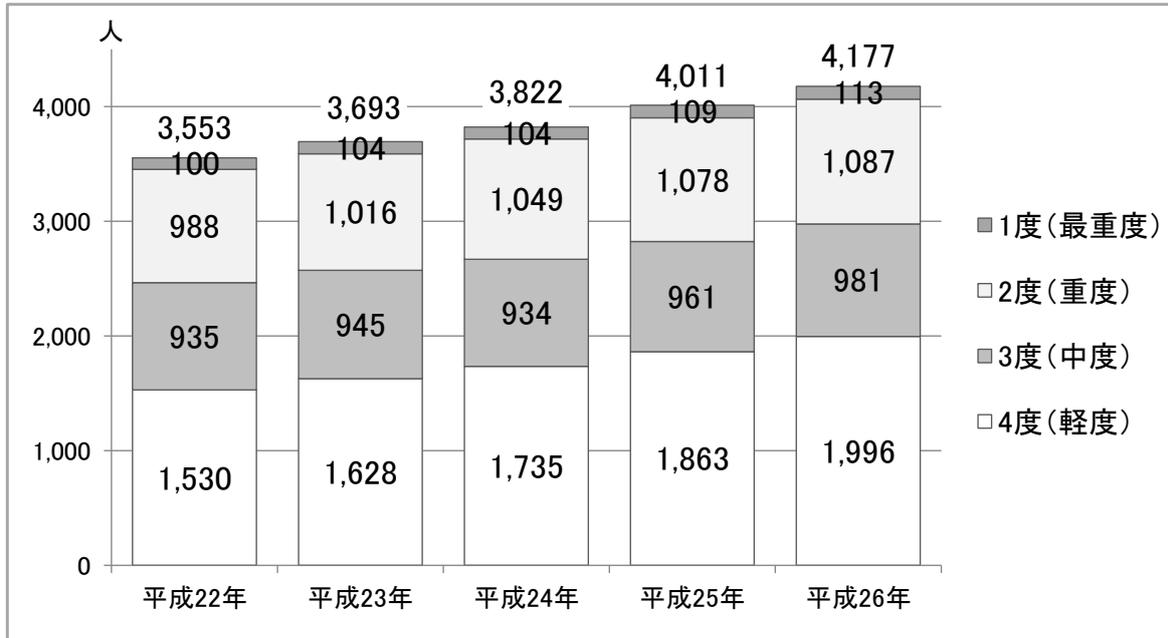
|        | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～17歳  | 0.90% | 0.98% | 1.03% | 1.09% | 1.09% |
| 18～39歳 | 0.67% | 0.69% | 0.74% | 0.79% | 0.84% |
| 40～64歳 | 0.40% | 0.41% | 0.43% | 0.45% | 0.47% |
| 65歳以上  | 0.13% | 0.13% | 0.13% | 0.14% | 0.14% |
| 計      | 0.52% | 0.54% | 0.57% | 0.59% | 0.61% |

### ③ 等級別

等級別では、すべての等級において増加傾向となっています。

構成比では、4度（軽度）の割合が増加し、2度（重度）、3度（中度）の割合が減少しています。

<等級別 愛の手帳所持者数>



（各年10月1日現在）

|             |       | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  |
|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全体          | 所持者数  | 3,553  | 3,693  | 3,822  | 4,011  | 4,177  |
|             | 対22年比 | 100.0% | 103.9% | 107.6% | 112.9% | 117.6% |
| 1度<br>(最重度) | 所持者数  | 100    | 104    | 104    | 109    | 113    |
|             | 対22年比 | 100.0% | 104.0% | 104.0% | 109.0% | 113.0% |
|             | 構成比   | 2.8%   | 2.8%   | 2.7%   | 2.7%   | 2.7%   |
| 2度<br>(重度)  | 所持者数  | 988    | 1,016  | 1,049  | 1,078  | 1,087  |
|             | 対22年比 | 100.0% | 102.8% | 106.2% | 109.1% | 110.0% |
|             | 構成比   | 27.8%  | 27.5%  | 27.4%  | 26.9%  | 26.0%  |
| 3度<br>(中度)  | 所持者数  | 935    | 945    | 934    | 961    | 981    |
|             | 対22年比 | 100.0% | 101.1% | 99.9%  | 102.8% | 104.9% |
|             | 構成比   | 26.3%  | 25.6%  | 24.4%  | 24.0%  | 23.5%  |
| 4度<br>(軽度)  | 所持者数  | 1,530  | 1,628  | 1,735  | 1,863  | 1,996  |
|             | 対22年比 | 100.0% | 106.4% | 113.4% | 121.8% | 130.5% |
|             | 構成比   | 43.1%  | 44.1%  | 45.4%  | 46.4%  | 47.8%  |

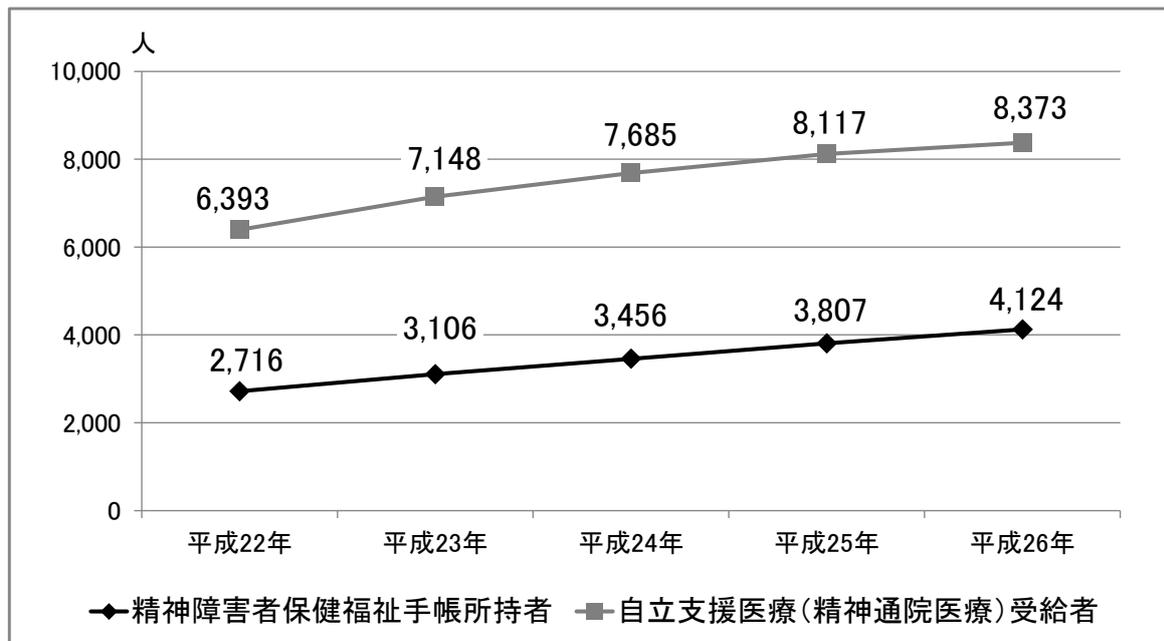
#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

##### ① 全体の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、毎年増加しています。平成26年10月1日現在4,124人で、区の総人口に占める割合は0.60%となっています。

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、増加傾向で推移しています。

#### <精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数>



(各年10月1日現在)

|                   | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 精神障害者保健福祉手帳所持者    | 2,716 | 3,106 | 3,456 | 3,807 | 4,124 |
| 自立支援医療(精神通院医療)受給者 | 6,393 | 7,148 | 7,685 | 8,117 | 8,373 |

#### 参考 「精神障害者保健福祉手帳」

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段として交付されます。障害の程度により、1級（重度）から3級（軽度）までの区分があります。手帳の取得により、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

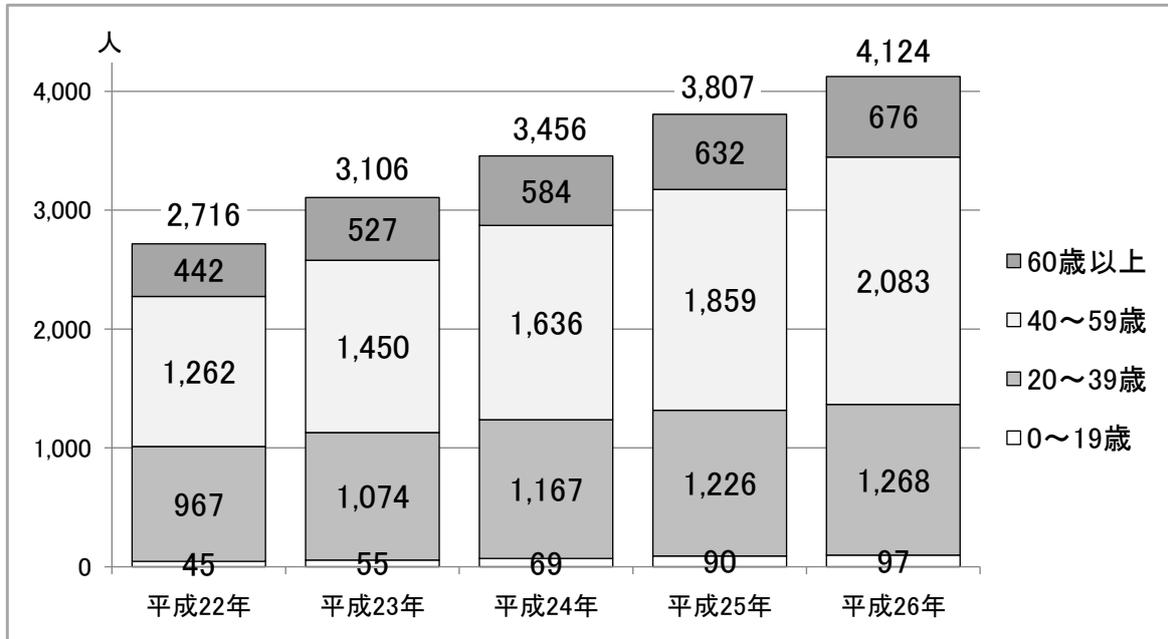
#### 参考 「自立支援医療（精神通院医療）受給者」

自立支援医療（精神通院医療）受給者とは、自立支援医療制度による「自立支援医療受給者証（精神通院）」の交付を受けている人です。これは、精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人の通院医療費の負担軽減を図るものです。

## ② 年齢区分別

年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数では、全ての年齢区分において、増加傾向で推移しています。40～59歳が約半数を占めています。

<年齢区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数>



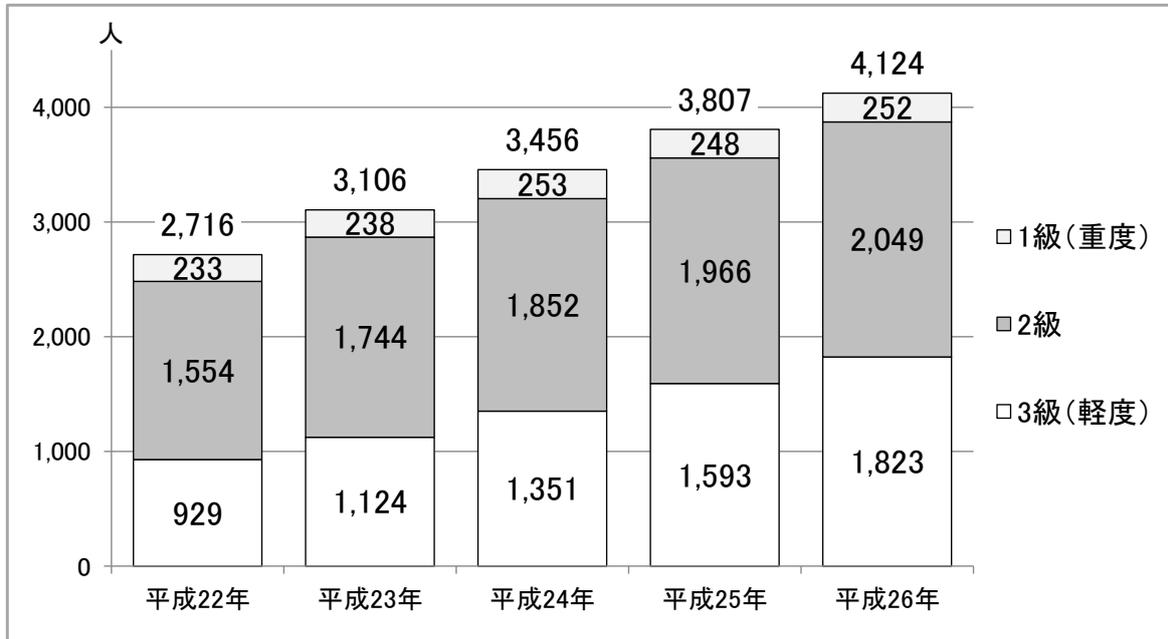
(各年10月1日現在)

|     |        | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実数  | 0～19歳  | 45    | 55    | 69    | 90    | 97    |
|     | 20～39歳 | 967   | 1,074 | 1,167 | 1,226 | 1,268 |
|     | 40～59歳 | 1,262 | 1,450 | 1,636 | 1,859 | 2,083 |
|     | 60歳以上  | 442   | 527   | 584   | 632   | 676   |
|     | 計      | 2,716 | 3,106 | 3,456 | 3,807 | 4,124 |
| 構成比 | 0～19歳  | 1.7%  | 1.8%  | 2.0%  | 2.4%  | 2.4%  |
|     | 20～39歳 | 35.6% | 34.6% | 33.8% | 32.2% | 30.7% |
|     | 40～59歳 | 46.5% | 46.7% | 47.3% | 48.8% | 50.5% |
|     | 60歳以上  | 16.3% | 17.0% | 16.9% | 16.6% | 16.4% |

### ③ 等級別

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数では、2級が約半数を占め、最も多くなっています。続いて、3級が約4割を占めています。

<等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

|            |       | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全体         | 所持者数  | 2,716  | 3,106  | 3,456  | 3,807  | 4,124  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 114.4% | 127.2% | 140.2% | 151.8% |
| 1級<br>(重度) | 所持者数  | 233    | 238    | 253    | 248    | 252    |
|            | 対22年比 | 100.0% | 102.1% | 108.6% | 106.4% | 108.2% |
|            | 構成比   | 8.6%   | 7.7%   | 7.3%   | 6.5%   | 6.1%   |
| 2級         | 所持者数  | 1,554  | 1,744  | 1,852  | 1,966  | 2,049  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 112.2% | 119.2% | 126.5% | 131.9% |
|            | 構成比   | 57.2%  | 56.1%  | 53.6%  | 51.6%  | 49.7%  |
| 3級<br>(軽度) | 所持者数  | 929    | 1,124  | 1,351  | 1,593  | 1,823  |
|            | 対22年比 | 100.0% | 121.0% | 145.4% | 171.5% | 196.2% |
|            | 構成比   | 34.2%  | 36.2%  | 39.1%  | 41.8%  | 44.2%  |

## (5) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分<sup>(注)</sup>の認定者数は、毎年増加しており、障害別では、知的障害者の割合が最も多くなっています。また、難病等の患者については、障害者総合支援法の施行により、障害者の範囲に追加されたことから、平成25年度より区分の認定が行われています。

(注) 平成25年度までは、「障害程度区分」。障害者総合支援法の施行に伴い、平成26年度から「障害支援区分」に改められました。

### <障害支援区分 認定者数>

(各年10月1日現在)

|        |       | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者  | 区分1   | 138   | 155   | 152   | 137   | 113   |
|        | 区分2   | 198   | 243   | 260   | 273   | 259   |
|        | 区分3   | 106   | 128   | 149   | 136   | 151   |
|        | 区分4   | 57    | 72    | 83    | 91    | 93    |
|        | 区分5   | 81    | 102   | 97    | 103   | 103   |
|        | 区分6   | 211   | 230   | 255   | 294   | 297   |
|        | 計     | 791   | 930   | 996   | 1,034 | 1,016 |
| 知的障害者  | 区分1   | 63    | 70    | 76    | 74    | 72    |
|        | 区分2   | 242   | 263   | 276   | 295   | 312   |
|        | 区分3   | 249   | 262   | 256   | 287   | 313   |
|        | 区分4   | 214   | 246   | 270   | 286   | 292   |
|        | 区分5   | 124   | 175   | 196   | 220   | 226   |
|        | 区分6   | 106   | 159   | 175   | 199   | 225   |
|        | 計     | 998   | 1,175 | 1,249 | 1,361 | 1,440 |
| 精神障害者  | 区分1   | 68    | 101   | 139   | 163   | 167   |
|        | 区分2   | 79    | 107   | 179   | 214   | 269   |
|        | 区分3   | 21    | 35    | 46    | 64    | 88    |
|        | 区分4   | 2     | 4     | 8     | 11    | 14    |
|        | 区分5   | 1     | 1     | 2     | 1     | 6     |
|        | 区分6   | 1     | 1     | 1     | 0     | 0     |
|        | 計     | 172   | 249   | 375   | 453   | 544   |
| 難病等の患者 | 区分1   |       |       |       | 1     | 1     |
|        | 区分2   |       |       |       | 4     | 4     |
|        | 区分3   |       |       |       | 0     | 2     |
|        | 区分4   |       |       |       | 0     | 0     |
|        | 区分5   |       |       |       | 0     | 0     |
|        | 区分6   |       |       |       | 0     | 1     |
|        | 計     |       |       |       | 5     | 8     |
| 合計     | 1,961 | 2,354 | 2,620 | 2,853 | 3,008 |       |

#### 参考 「障害支援区分」

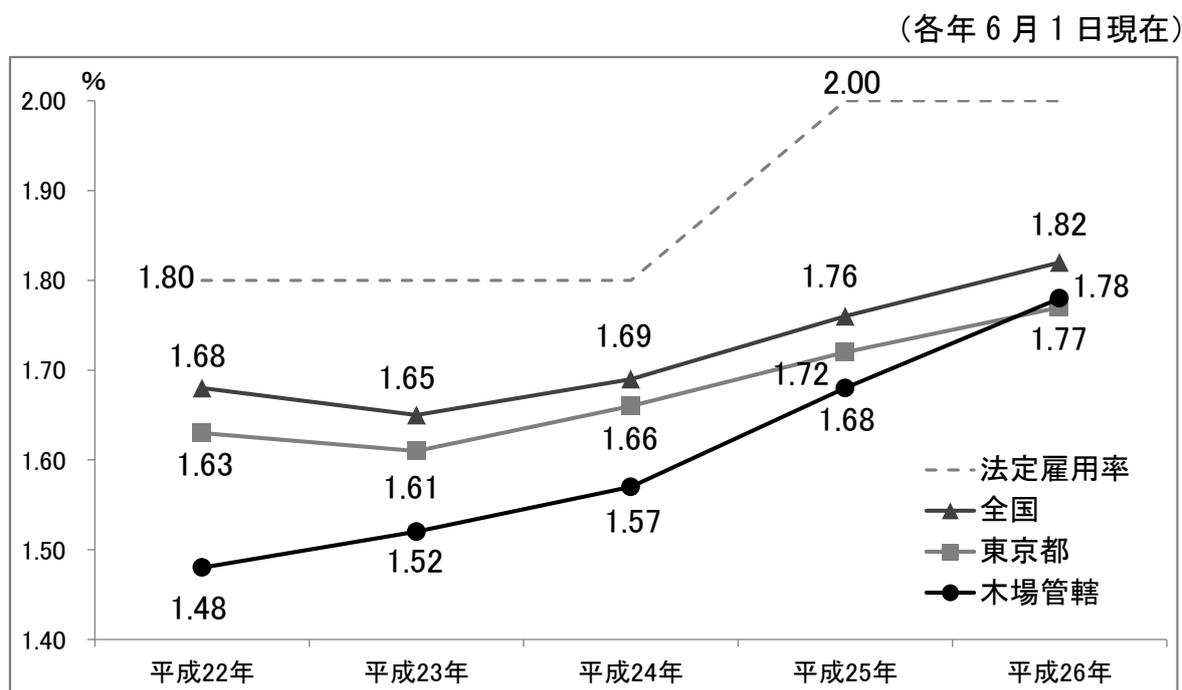
障害者総合支援法のサービスを利用するには、「障害支援区分」の認定を行う必要があります。障害支援区分は、支援の度合いを示し、区分1（低い）から区分6（高い）に分類されます。この結果によって、サービス利用の給付要件などが決まります。

### 3 障害者の実雇用率の推移

ハローワーク木場管轄（江戸川区及び江東区）での平成 22 年以降の民間企業における実雇用率は、年々上昇しています。平成 26 年時点の実雇用率は 1.78% となっており、全国の 1.82% より低くなっていますが、東京都の 1.77% を上回っています。

なお、全国、東京都、ハローワーク木場管轄のいずれにおいても、平成 26 年時点では、法定雇用率の 2.0% には達していません。

#### <民間企業における障害者の実雇用率の推移<sup>(注)</sup>>



(注) 平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、平成 23 年とそれ以前の数値を単純に比較することは適当ではない状況です。

#### <法定雇用率>

| 対象となる法人等                 | 法定雇用率      |            |
|--------------------------|------------|------------|
|                          | 25 年 3 月まで | 25 年 4 月より |
| 民間企業（常用労働者数 50 人以上規模）    | 1.8%       | 2.0%       |
| 特殊法人等（常用労働者数 43.5 人以上規模） | 2.1%       | 2.3%       |
| 国、地方公共団体                 | 2.1%       | 2.3%       |
| 都道府県等の教育委員会              | 2.0%       | 2.2%       |

## 第3章 計画に関する成果目標の設定とサービス量の見込み

### 1 第3期計画の目標達成状況について

第3期計画では、策定時の国の指針に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」について、平成26年度を目標年度として、数値目標を設定しました。各目標の状況は、以下のとおりです。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のグループホームや一般住宅等での地域生活への移行について、「①施設入所者数」と「②地域生活移行者数」の2つの目標値を設定しています。

| 項目  | 目標値  | 平成26年<br>9月末実績 |
|---|------|----------------|
| ① 施設入所者数<br>(平成26年度末時点の施設入所者数)  | 400人 | 405人           |
| ② 地域生活移行者数<br>(平成17年10月1日時点の全入所者401人のうち、平成26年度末までにグループホーム等に地域移行する者の数) | 40人  | 61人            |

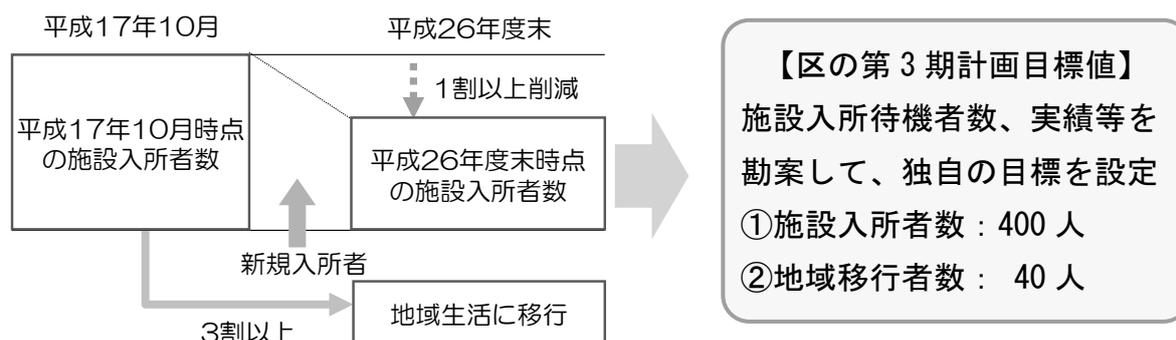
施設入所者数については、目標値400人に対し、平成26年9月末時点で、405人となっています。平成26年度末では、410人程度となる見込みです。

また、地域移行者数については、平成26年9月末時点で61人となっており、目標値を上回っている状況です。

#### <国の指針における目標設定>

平成17年10月1日の施設入所者数(401人)を基準として、

- ①施設入所者数 → 平成26年度末の施設入所者数を1割以上削減
- ②地域生活移行者数 → 平成26年度末までに、3割以上を地域生活へ移行



## (2) 福祉施設から一般就労への移行

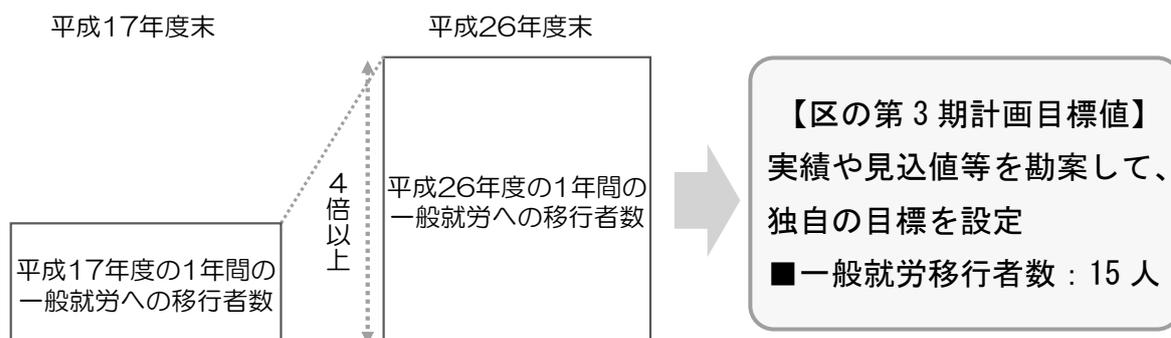
| 項目  | 目標値 | 平成26年<br>9月末実績 |
|---|-----|----------------|
| 平成26年度の年間一般就労移行者数<br>(福祉施設を退所し、一般就労 <sup>(注)</sup> する者の数) | 15人 | 31人            |

(注) 一般就労とは、一般企業等への就職や在宅就労、起業を指します。(以下、同様)

一般就労への移行者数については、平成26年9月末時点で、31人となっており、目標値を上回っています。

### <国の指針における目標設定>

平成26年度の一般就労への移行者数 → 平成17年度(2人)の4倍以上

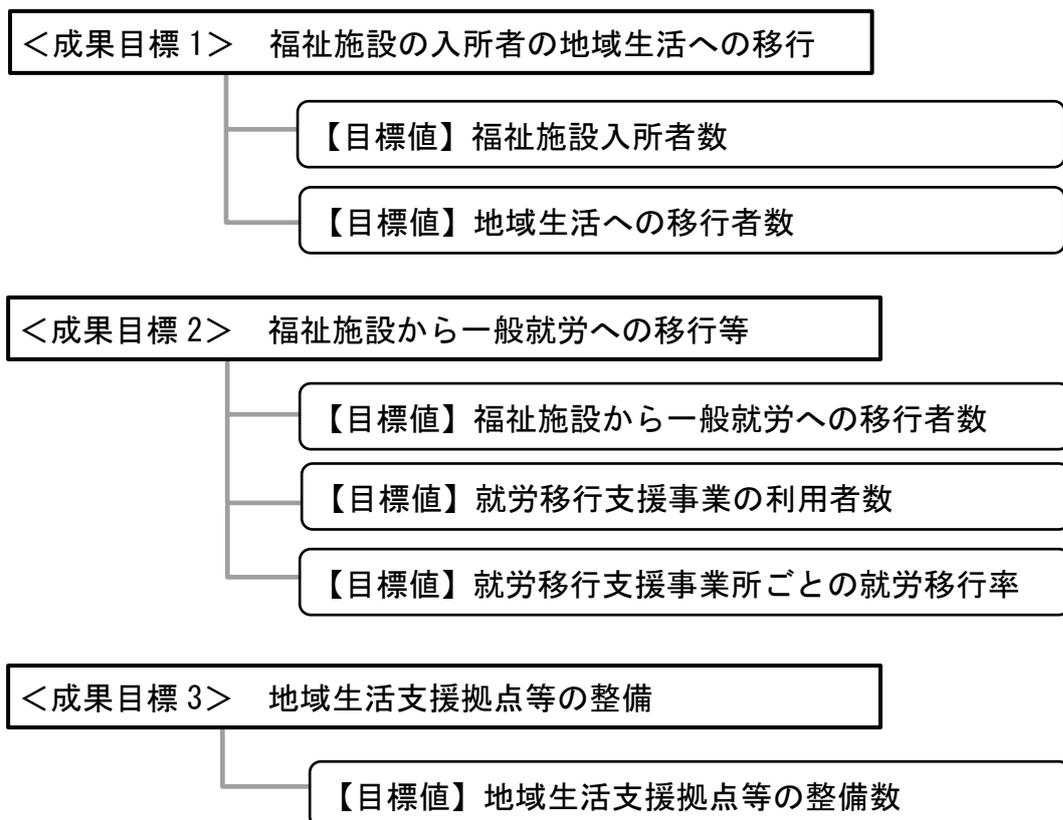


## 2 成果目標について

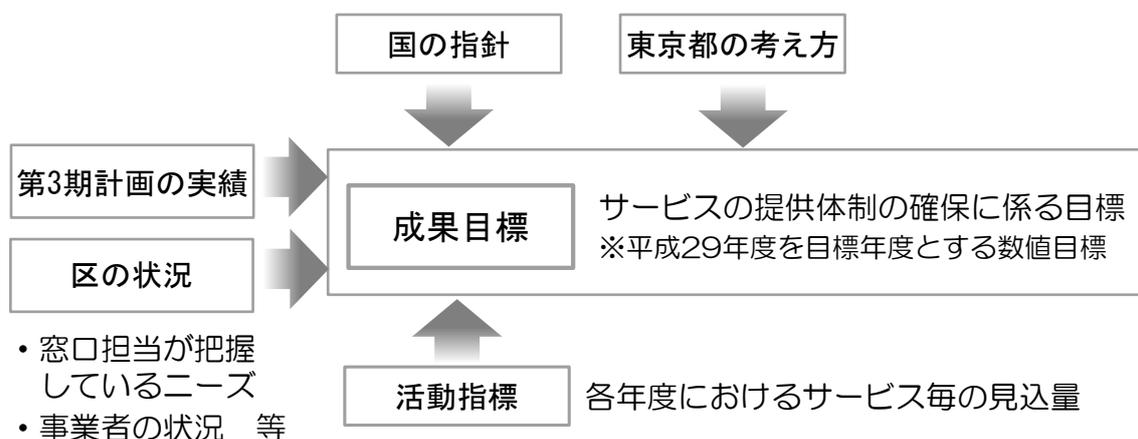
### (1) 目標の設定について

国の指針では、サービスの提供体制の確保のため、第3期計画の実績や地域の実情などを踏まえ、平成29年度を目標年度とした成果目標を設定することとしています。

これを踏まえ、本計画では、国の指針や東京都の考え方に即し、これまでの実績や区の状況、各サービスの見込量等を勘案し、以下の項目について、成果目標を設定します。



### <成果目標の設定 イメージ>



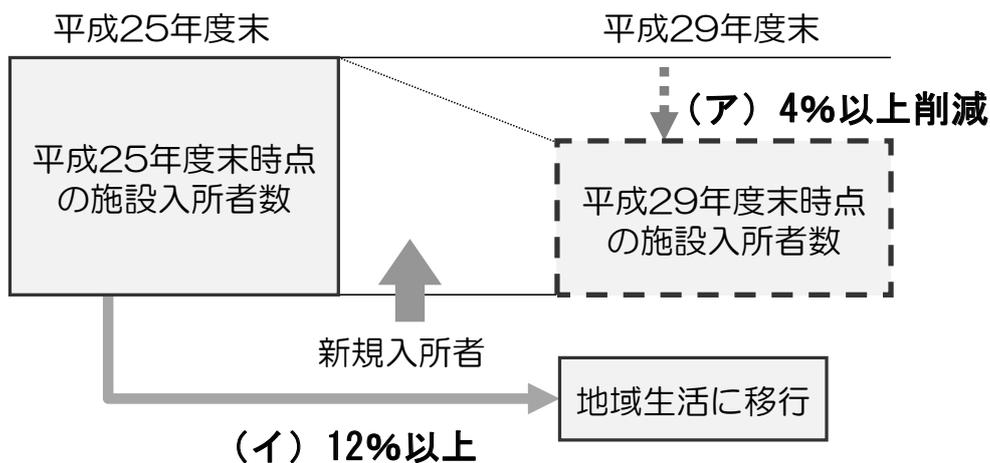
(2) 成果目標 1 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

① 国の指針における目標

(ア) 平成 29 年度末時点の福祉施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減

(イ) 平成 29 年度までに、平成 25 年度末時点の福祉施設入所者数の 12%以上をグループホームや一般住宅等での地域生活へ移行

<国の指針における目標設定>



② 江戸川区の目標設定

区では、福祉施設入所者の地域生活への移行を支援していますが、その一方で、本人や家族の状況により施設入所を希望する人が、平成 26 年 9 月末時点で、70 人程度待機しています。第 3 期計画時より待機者が 20 人程度増加しており、今後、福祉施設入所者の数は、増加傾向で推移することが予想されます。

また、地域生活への移行者数は、平成 17 年 10 月時点から年平均 6 人程度が地域生活に移行しており、今後も同程度で推移すると思われます。

これまでの実績と今後の見込み、東京都の方針等を踏まえ、目標値を下記のとおり設定します。

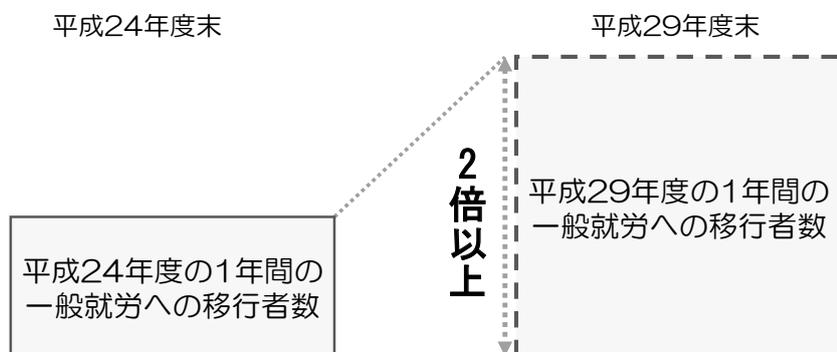
| 項目   | 数値    |
|--|-------|
| (基準値) 平成 25 年度末時点の福祉施設入所者数   | 396 人 |
| <b>【目標値】</b><br>(ア) 平成 29 年度末時点の福祉施設入所者数   | 414 人 |
| <b>【目標値】</b><br>(イ) 平成 29 年度末時点の地域生活への移行者数<br>(平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で、地域生活へ移行する者の数) | 18 人  |

(3) 成果目標2 「福祉施設から一般就労への移行等」

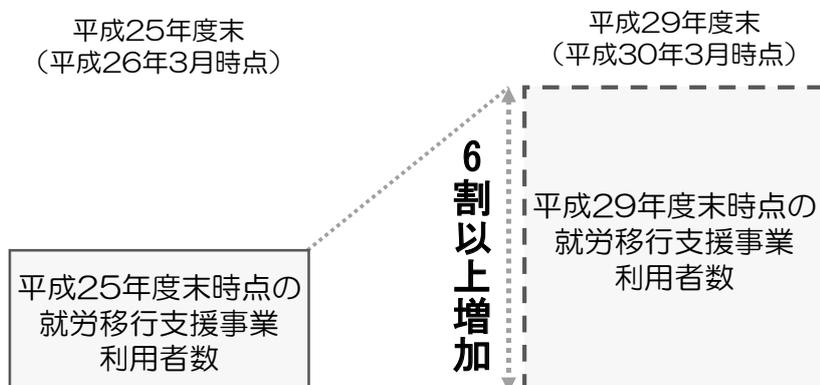
① 国の指針における目標

- (ア) 平成29年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上
- (イ) 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末実績から6割以上増加
- (ウ) 平成29年度末における就労移行支援事業所全体の5割以上の事業所が、就労移行率3割以上を達成

<国の指針における目標設定 (ア) 福祉施設から一般就労への移行者数>

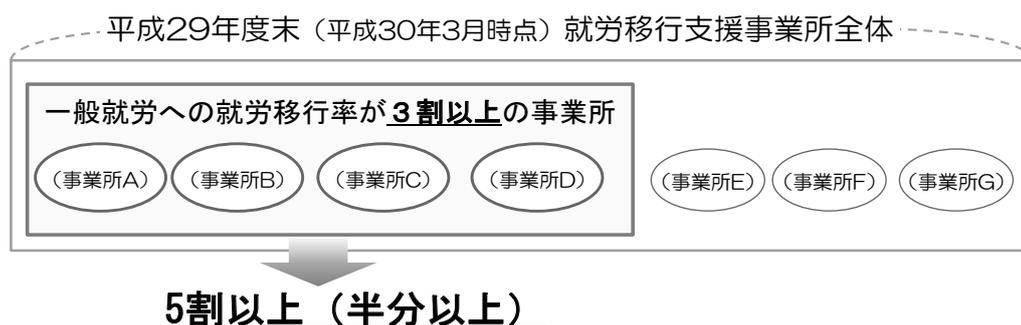


<国の指針における目標設定 (イ) 就労移行支援事業の利用者数>



<国の指針における目標設定 (ウ) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率>

(例)



## ② 江戸川区の目標設定

### (ア) 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、平成 19 年度から平成 22 年度までは、平均 13 人程度で推移していましたが、平成 23 年度から平成 25 年度にかけては、平均 38 人となっています。これは、平成 25 年 4 月実施の法定雇用率の引き上げなどに起因して、企業等における障害者雇用が促進されたことによるものと考えられます。

C S R（企業の社会的責任）への関心の高まりや平成 30 年 4 月に予定されている障害者雇用促進法の改正法の施行<sup>(注)</sup>などを鑑みると、一般就労への移行者数は増加傾向で推移するものと思われます。

国の指針を踏まえ、上記の状況を勘案して、以下のように目標値を設定します。

| 項目   | 数値   |
|--|------|
| (基準値) 平成 24 年度の福祉施設から一般就労への移行者数                                      | 24 人 |
| <b>【目標値】</b>   |      |
| 平成 29 年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数<br>(平成 29 年度の 1 年間で、福祉施設から一般就労へ移行する者の数) | 48 人 |

(注) 平成 30 年改正では、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加されます。

### (イ) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、毎年利用者が増加しており、今後は、精神障害者を中心に利用者の増加が見込まれます。

国の指針を踏まえ、平成 29 年度までの見込量を勘案して、以下のように目標値を設定します。

| 項目                            | 数値    |
|-------------------------------|-------|
| (基準値) 平成 25 年度末時点の就労支援事業の利用者数 | 119 人 |
| <b>【目標値】</b>                  |       |
| 平成 29 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数     | 240 人 |

(ウ) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

平成 25 年度末時点の就労移行支援事業所 6 事業所のうち、3 事業所において、就労移行率が 3 割以上となっています。

国の指針を踏まえ、各事業所の状況、成果目標 2「(ア) 福祉施設から一般就労への移行者数」及び「(イ) 就労移行支援事業の利用者数」を勘案して、目標値を以下のように設定します。

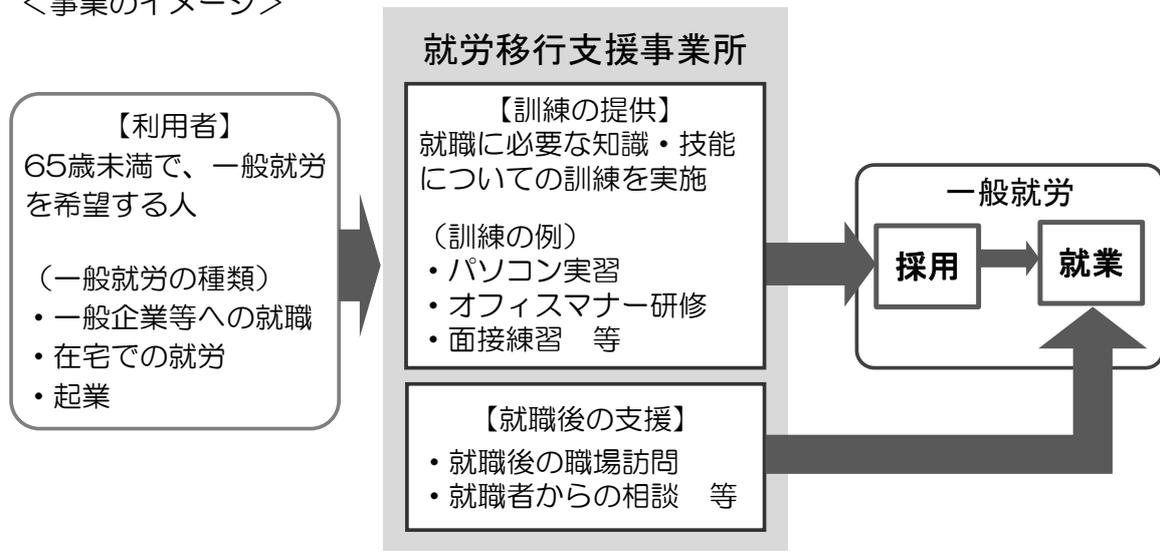
| 項目  | 数 値   |
|---|-------|
| 【目標値】<br>平成 29 年度末時点の就労移行支援事業所のうち、<br>就労移行率が 3 割以上の事業所の割合 | 5 割以上 |

参考 「就労移行支援事業」

就労支援移行事業とは、65 歳未満で一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

また、利用者の求職活動や職場に定着するための連絡・相談等の支援を行います。

<事業のイメージ>



参考 「入院中の精神障害者の地域生活への移行について」

国の指針に示されている成果目標のうち、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」については、都道府県にて定めることとされています。目標値は東京都にて設定しますが、本計画では、今後の推計等を踏まえて、各サービスの見込量を設定しています。

区では、東京都との連携や各種サービスの充実などにより、引き続き、入院中の精神障害者の地域移行の促進に努めていきます。

<国の指針における目標>

- ・平成 29 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上
- ・平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率を 91%以上
- ・平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上削減

#### (4) 成果目標 3 「地域生活支援拠点等の整備」

##### ① 国の指針における目標

国の指針では、平成 29 年度末までに、障害者（児）の地域での生活を支援する拠点（以下、「地域生活支援拠点等」という。）を少なくとも 1 つ整備することを基本とするとしています。

地域生活支援拠点等に求められる機能は、以下のとおりです。

| 求められる機能    | 主な内容                |
|------------|---------------------|
| 相談         | 地域移行、親元からの自立等       |
| 体験の機会・場    | 一人暮らし、グループホーム等      |
| 緊急時の受入れ・対応 | ショートステイの利便性・対応力の向上等 |
| 専門性        | 人材の確保・養成、連携等        |
| 地域の体制づくり   | サービス拠点、コーディネーターの配置等 |

また、整備方法については、以下のように定めており、地域の実情に応じて検討することとしています。

#### 地域生活支援拠点等の整備

##### 地域生活支援拠点の整備（拠点整備型）

グループホームまたは障害者支援施設に上記の機能を付加し、機能を 1 拠点に集約した「地域生活支援拠点」を整備する

##### 面的体制の整備（機能分担型）

地域における複数の機関が、上記の機能を分担する体制（面的な体制）を整備する

##### ② 江戸川区の目標設定

今後、地域生活支援拠点等の機能や整備方法等について、国や東京都の動向を注視しながら、既存資源の活用方法や区の財政状況等も踏まえ、総合的に検討を進めていく必要があります。

国の指針を踏まえ、目標値を以下のように設定します。

| 項目                                 | 数値   |
|------------------------------------|------|
| 【目標値】<br>平成 29 年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数 | 1 箇所 |

### 3 障害福祉サービス等の見込量とその確保について

#### (1) 見込量の設定について

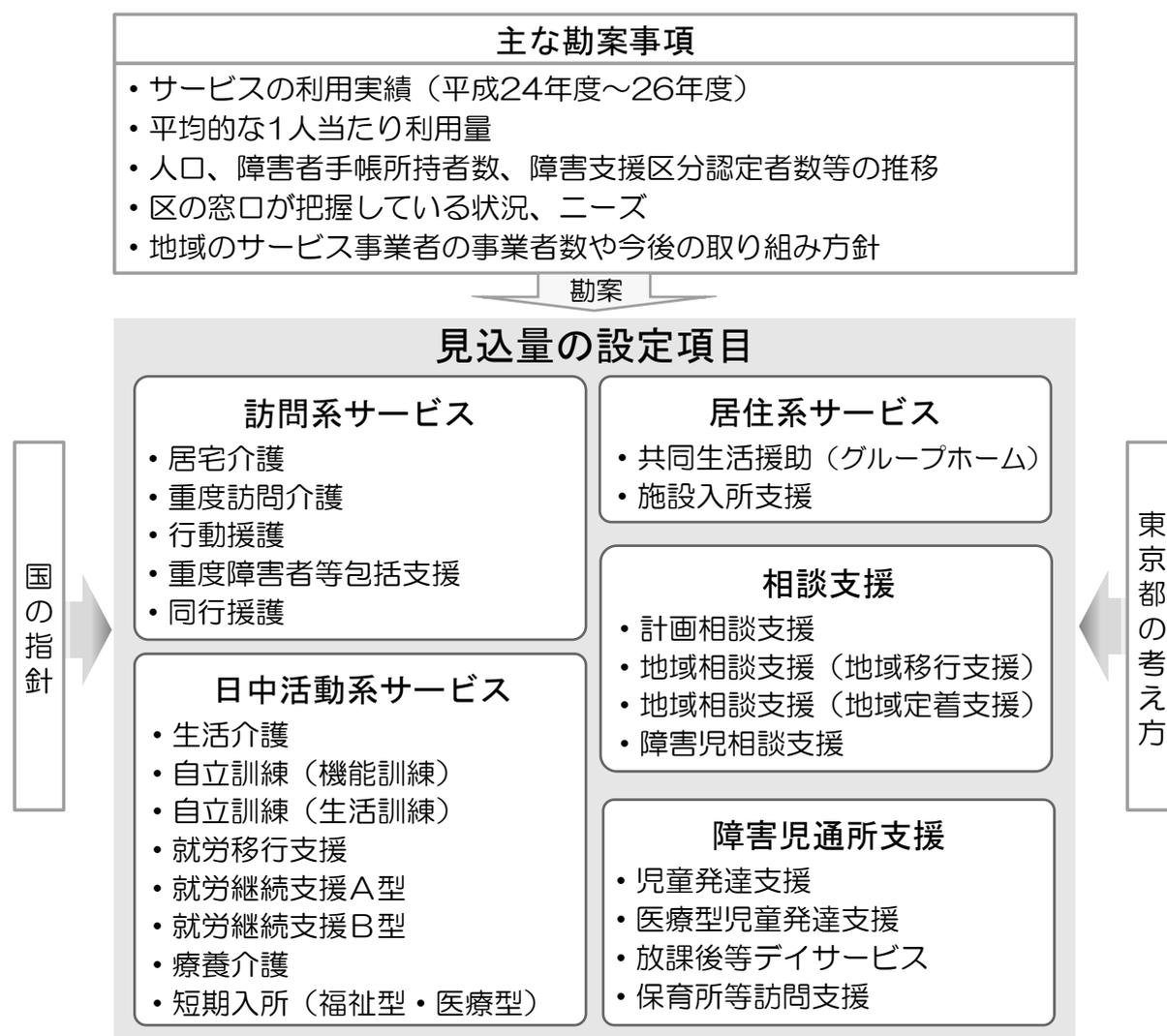
本計画では、平成27年度から平成29年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

今後必要なサービス量については、国の指針や東京都の考え方を踏まえ、平成24年度から平成26年度（第3期計画期間）のサービス利用実績に基づき、障害者手帳所持者数の推移、地域のサービス事業者の今後の取り組み方針などを勘案しながら、見込量を設定<sup>(注)</sup>しています。

(注) 見込量及び実績値は、年度末の3月分（平成26年度の実績値は、9月分）の数値です。

なお、相談支援については、見込量・実績値ともに、1月当たりの平均値です。

#### <見込量の設定について イメージ>



## (2) 訪問系サービス

| 訪問系サービスの種類 |              |
|------------|--------------|
| ① 居宅介護     | ④ 重度障害者等包括支援 |
| ② 重度訪問介護   | ⑤ 同行援護       |
| ③ 行動援護     |              |

### 第3期の状況

自宅での食事や入浴等の介護、家事援助、外出時の支援等を行う訪問系サービスのうち、「同行援護」は、実績が増加傾向で推移しています。また、「居宅介護」は、実績が減少傾向で推移しています。「重度訪問介護」、「行動援護」は、平成25年度を境に、実績が増加傾向から減少傾向に転じています。

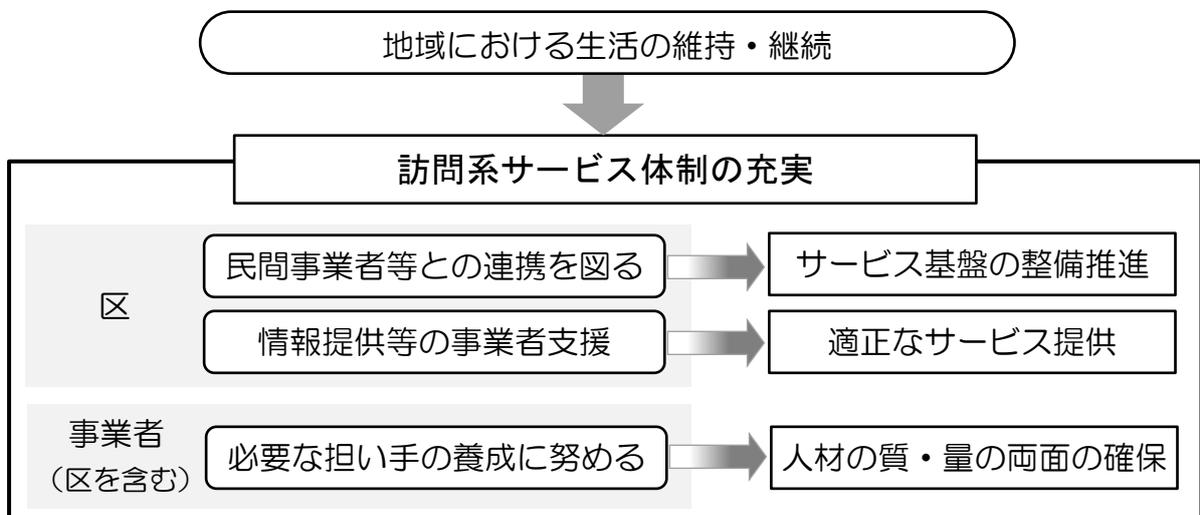
なお、「重度障害者等包括支援」は、平成24年度から平成26年9月までの間、利用実績はありませんでした。

### 見込量確保のための方策等

施設や病院から地域生活への移行を推進していく上で、今後、訪問系サービスの果たす役割は、ますます大きくなることが予想されます。

障害のある人が、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう、民間事業者等と連携してサービス提供基盤の整備を推進し、訪問系サービス体制の充実を図ることにより、必要なサービス量の確保に努めます。また、事業者が適正なサービスを提供できるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。

### <訪問系サービス体制の充実 取り組みイメージ>



## 各サービスの見込量

### ① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「身体介護」と掃除、洗濯、買い物等の援助を行う「家事援助」などがあります。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |
|---------|------------|------------|------------|
|         | 17,590 時間分 | 19,300 時間分 | 20,620 時間分 |
|         | 1,110 人    | 1,210 人    | 1,270 人    |

<第3期実績>

|        | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     |
|--------|------------|------------|------------|
| 見込量    | 15,710 時間分 | 16,970 時間分 | 18,230 時間分 |
|        | 970 人      | 1,055 人    | 1,140 人    |
| 実績     | 15,087 時間分 | 14,617 時間分 | 13,955 時間分 |
|        | 889 人      | 886 人      | 883 人      |
| 実績/見込量 | 96.0%      | 86.1%      | 76.5%      |
|        | 91.6%      | 84.0%      | 77.5%      |

### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により、日常生活全般に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |
|---------|------------|------------|------------|
|         | 18,450 時間分 | 19,790 時間分 | 21,200 時間分 |
|         | 46 人       | 47 人       | 48 人       |

<第3期実績>

|        | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     |
|--------|------------|------------|------------|
| 見込量    | 11,570 時間分 | 11,660 時間分 | 11,750 時間分 |
|        | 45 人       | 45 人       | 45 人       |
| 実績     | 12,815 時間分 | 12,856 時間分 | 11,759 時間分 |
|        | 49 人       | 43 人       | 38 人       |
| 実績/見込量 | 110.8%     | 110.3%     | 100.1%     |
|        | 108.9%     | 95.6%      | 84.4%      |

### ③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度   |
|---------|--------|--------|----------|
|         | 820時間分 | 935時間分 | 1,000時間分 |
|         | 14人    | 16人    | 17人      |

<第3期実績>

|        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 見込量    | 745時間分 | 845時間分 | 945時間分 |
|        | 13人    | 15人    | 17人    |
| 実績     | 578時間分 | 627時間分 | 590時間分 |
|        | 11人    | 11人    | 12人    |
| 実績/見込量 | 77.6%  | 74.2%  | 62.4%  |
|        | 84.6%  | 73.3%  | 70.6%  |

### ④ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         | 0時間分   | 0時間分   | 0時間分   |
|         | 0人     | 0人     | 0人     |

<第3期実績>

|        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 見込量    | 0時間分   | 0時間分   | 0時間分   |
|        | 0人     | 0人     | 0人     |
| 実績     | 0時間分   | 0時間分   | 0時間分   |
|        | 0人     | 0人     | 0人     |
| 実績/見込量 | —      | —      | —      |
|        | —      | —      | —      |

⑤ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |
|---------|------------|------------|------------|
|         | 13,800 時間分 | 14,160 時間分 | 14,570 時間分 |
|         | 280 人      | 290 人      | 300 人      |

<第3期実績>

|        | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 見込量    | 6,300 時間分 | 6,600 時間分 | 6,900 時間分 |
|        | 210 人     | 220 人     | 230 人     |
| 実績     | 3,567 時間分 | 3,950 時間分 | 4,272 時間分 |
|        | 143 人     | 160 人     | 160 人     |
| 実績/見込量 | 56.6%     | 59.8%     | 61.9%     |
|        | 68.1%     | 72.7%     | 69.6%     |

### (3) 日中活動系サービス

| 日中活動系サービスの種類 |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 生活介護       | ⑤ 就労継続支援A型      |
| ② 自立訓練（機能訓練） | ⑥ 就労継続支援B型      |
| ③ 自立訓練（生活訓練） | ⑦ 療養介護          |
| ④ 就労移行支援     | ⑧ 短期入所（福祉型・医療型） |

#### 第3期の状況

入所施設や通所施設等で、主に昼間に訓練や介護等を行う日中活動系サービスのうち、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型・B型」、「短期入所（医療型）」は、実績が増加傾向で推移しています。

また、「自立訓練（生活訓練）」、「療養介護」、「短期入所（福祉型）」は、平成25年度を境に、実績が減少傾向に転じています。

なお、「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援A型」は、各年度とも実績が見込量を上回っています。

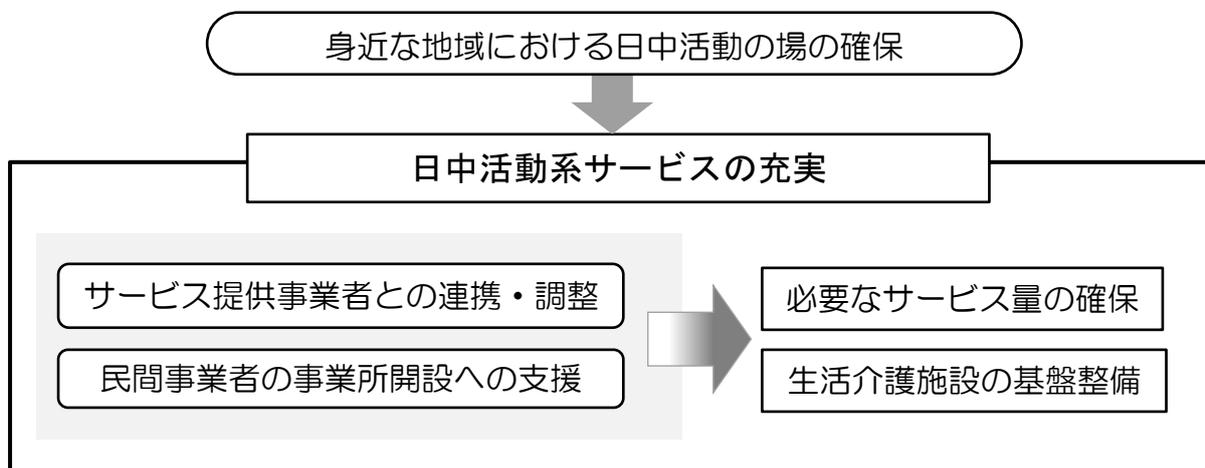
#### 見込量確保のための方策等

区内には、区立、民間の通所施設があり、障害のある人の身近な地域における日中活動の場としての機能を果たしています。

引き続き、サービス提供事業者との連携・調整により、必要なサービス量の確保に努めるとともに、障害のある人が必要とする日中活動系サービスの充実を図ります。

また、中・重度の知的障害者が今後も増加傾向にあることを踏まえ、生活介護施設の基盤整備に取り組んでいきます。

#### <日中活動系サービスの充実に向けて 取り組みイメージ>



## 各サービスの見込量

### ① 生活介護

日常生活全般に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |
|---------|------------|------------|------------|
|         | 22,700 人日分 | 24,430 人日分 | 26,270 人日分 |
|         | 1,100 人    | 1,185 人    | 1,275 人    |

<第3期実績>

|        | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     |
|--------|------------|------------|------------|
| 見込量    | 19,400 人日分 | 20,300 人日分 | 21,200 人日分 |
|        | 1,000 人    | 1,050 人    | 1,100 人    |
| 実績     | 16,742 人日分 | 17,152 人日分 | 18,195 人日分 |
|        | 905 人      | 942 人      | 985 人      |
| 実績/見込量 | 86.3%      | 84.5%      | 85.8%      |
|        | 90.5%      | 89.7%      | 89.5%      |

### ② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度  |
|---------|--------|--------|---------|
|         | 86 人日分 | 96 人日分 | 107 人日分 |
|         | 8 人    | 9 人    | 10 人    |

<第3期実績>

|        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度  |
|--------|--------|--------|---------|
| 見込量    | 72 人日分 | 72 人日分 | 72 人日分  |
|        | 4 人    | 4 人    | 4 人     |
| 実績     | 33 人日分 | 98 人日分 | 102 人日分 |
|        | 2 人    | 8 人    | 10 人    |
| 実績/見込量 | 45.8%  | 136.1% | 141.7%  |
|        | 50.0%  | 200.0% | 250.0%  |

### ③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度   |
|---------|----------|----------|----------|
|         | 1,260人日分 | 1,260人日分 | 1,260人日分 |
|         | 110人     | 110人     | 110人     |

<第3期実績>

|        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 見込量    | 630人日分 | 750人日分 | 800人日分 |
|        | 35人    | 40人    | 45人    |
| 実績     | 814人日分 | 920人日分 | 863人日分 |
|        | 78人    | 87人    | 77人    |
| 実績/見込量 | 129.2% | 122.7% | 107.9% |
|        | 222.9% | 217.5% | 171.1% |

### ④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度   |
|---------|----------|----------|----------|
|         | 3,450人日分 | 3,770人日分 | 4,040人日分 |
|         | 210人     | 225人     | 240人     |

<第3期実績>

|        | 平成24年度   | 平成25年度   | 平成26年度   |
|--------|----------|----------|----------|
| 見込量    | 2,050人日分 | 2,270人日分 | 2,430人日分 |
|        | 125人     | 140人     | 150人     |
| 実績     | 1,392人日分 | 1,945人日分 | 2,572人日分 |
|        | 92人      | 119人     | 162人     |
| 実績/見込量 | 67.9%    | 85.7%    | 105.8%   |
|        | 73.6%    | 85.0%    | 108.0%   |

⑤ 就労継続支援A型（雇成型）

利用者と事業所が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分＝サービス量 人＝利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  |
|---------|---------|---------|---------|
|         | 840 人日分 | 890 人日分 | 940 人日分 |
|         | 50 人    | 53 人    | 56 人    |

<第3期実績>

|        | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|--------|---------|---------|---------|
| 見込量    | 380 人日分 | 440 人日分 | 500 人日分 |
|        | 19 人    | 22 人    | 25 人    |
| 実績     | 588 人日分 | 765 人日分 | 867 人日分 |
|        | 33 人    | 41 人    | 51 人    |
| 実績／見込量 | 154.7%  | 173.9%  | 173.4%  |
|        | 173.7%  | 186.4%  | 204.0%  |

⑥ 就労継続支援B型（非雇成型）

継続した就労の機会の提供を受け、職場内訓練、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となります。

1月当たりの数値 [ 人日分＝サービス量 人＝利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |
|---------|------------|------------|------------|
|         | 15,070 人日分 | 16,250 人日分 | 17,540 人日分 |
|         | 850 人      | 920 人      | 990 人      |

<第3期実績>

|        | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     |
|--------|------------|------------|------------|
| 見込量    | 10,630 人日分 | 11,100 人日分 | 11,600 人日分 |
|        | 615 人      | 650 人      | 680 人      |
| 実績     | 10,598 人日分 | 10,980 人日分 | 12,186 人日分 |
|        | 616 人      | 667 人      | 725 人      |
| 実績／見込量 | 99.7%      | 98.9%      | 105.1%     |
|        | 100.2%     | 102.6%     | 106.6%     |

⑦ 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    |
|---------|-----------|-----------|-----------|
|         | 1,580 人日分 | 1,580 人日分 | 1,580 人日分 |
| 51 人    | 51 人      | 51 人      |           |

<第3期実績>

|        | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 見込量    | 1,705 人日分 | 1,767 人日分 | 1,860 人日分 |
|        | 55 人      | 57 人      | 60 人      |
| 実績     | 1,643 人日分 | 1,628 人日分 | 1,470 人日分 |
|        | 53 人      | 53 人      | 49 人      |
| 実績/見込量 | 96.4%     | 92.1%     | 79.0%     |
|        | 96.4%     | 93.0%     | 81.7%     |

## ⑧ 短期入所

自宅で介護する人が、病気の場合などに、施設で短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護を行います。短期入所は、福祉型（障害者支援施設等において実施）と医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）の2つがあります。

1月当たりの数値<sup>(注)</sup> [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 【福祉型】<br>第4期 見込量 | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
|                  | 1,925 人日分 | 2,045 人日分 | 2,180 人日分 |
|                  | 158 人     | 169 人     | 181 人     |

| 【医療型】<br>第4期 見込量 | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  |
|------------------|---------|---------|---------|
|                  | 174 人日分 | 189 人日分 | 203 人日分 |
|                  | 24 人    | 26 人    | 28 人    |

(注) 国の指針により、見込量は、福祉型と医療型に分けて設定することとされています。

### <第3期実績>

|                    | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 見込量 <sup>(注)</sup> | 1,560 人日分 | 1,590 人日分 | 1,600 人日分 |
|                    | 143 人     | 147 人     | 148 人     |
| 実績                 | 1,710 人日分 | 1,732 人日分 | 1,294 人日分 |
|                    | 149 人     | 154 人     | 140 人     |
| (内訳) 福祉型           | 1,600 人日分 | 1,610 人日分 | 1,170 人日分 |
|                    | 133 人     | 134 人     | 122 人     |
| (内訳) 医療型           | 110 人日分   | 122 人日分   | 124 人日分   |
|                    | 16 人      | 20 人      | 18 人      |
| 実績/見込量             | 109.6%    | 108.9%    | 80.9%     |
|                    | 104.2%    | 104.8%    | 94.6%     |

(注) 第3期計画では、策定時の国の指針に基づき、福祉型と医療型を分けずに、短期入所全体的見込量を設定しています。

#### 参考 「江戸川区の障害者優先調達について」

平成25年4月の障害者優先調達法施行により、地方公共団体は、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、実績を公表することとされています。(平成25年度の区の調達実績は、20,768,666円)

区では、「江戸川区の障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、方針に基づき、障害者就労施設等が受注可能な物品等について、調達の推進に努めていきます。

#### (4) 居住系サービス

| 居住系サービスの種類        |
|-------------------|
| ① 共同生活援助（グループホーム） |
| ② 施設入所支援          |

#### 第3期の状況

夜間や休日に、入所施設やグループホームで介護等を行う居住系サービスのうち、「共同生活援助（グループホーム）」は、実績が増加傾向で推移しており、各年度とも見込量を上回っています。

また、「施設入所支援」は、平成25年度を境に、実績が減少傾向から増加傾向に転じており、平成26年9月時点では、実績が見込量を上回っています。

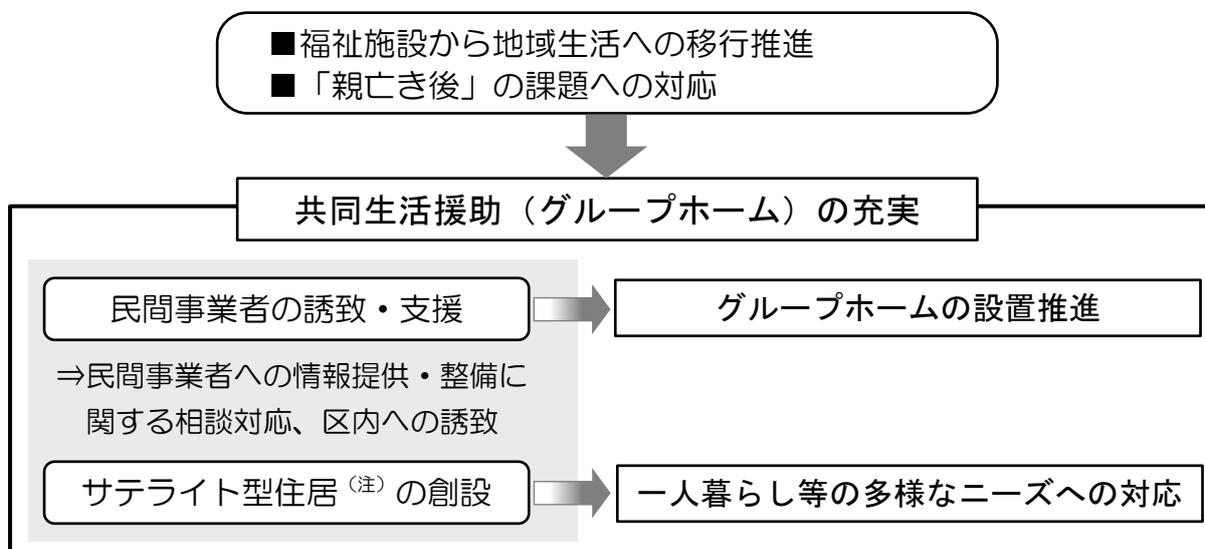
#### 見込量確保のための方策等

地域生活への移行や障害のある人やその家族の高齢化に伴う「親亡き後」の課題に対応するためには、地域における居住の場を拡大し、適切に確保する必要があります。

このため、共同生活援助（グループホーム）の充実を図ります。民間事業者への情報提供や整備に関する相談、区内への誘致などを通じて、グループホーム設置を促進し、居住の場の確保に努めます。

施設入所支援については、グループホーム等での対応が困難な人などの施設入所が真に必要とされる人が、必要なサービスを受けることができるよう、サービス量の確保に努めます。

#### <グループホームの充実 取り組みイメージ>



(注) 障害者総合支援法にて創設された一人暮らしに近い利用形態。

## 各サービスの見込量

### ① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

1月当たりの数値 [ 人＝利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         |        | 370人   | 400人   |

<第3期実績<sup>(注)</sup>>

|        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 見込量    | 275人   | 295人   | 315人   |
| 実績     | 295人   | 332人   | 335人   |
| 実績／見込量 | 107.3% | 112.5% | 106.3% |

(注) 共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に統合されました。  
見込量・実績ともに、共同生活援助と共同生活介護の合計値となります。

### ② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

1月当たりの数値 [ 人＝利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         |        | 412人   | 413人   |

<第3期実績>

|        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 見込量    | 400人   | 400人   | 400人   |
| 実績     | 405人   | 396人   | 405人   |
| 実績／見込量 | 101.3% | 99.0%  | 101.3% |

## (5) 相談支援

| 相談支援の種類          |
|------------------|
| ① 計画相談支援         |
| ② 地域相談支援（地域移行支援） |
| ③ 地域相談支援（地域定着支援） |
| ④ 障害児相談支援        |

### 第3期の状況

サービス等利用計画・障害児支援利用計画についての相談及び作成、地域生活への移行や生活の継続に関する支援等を行う相談支援のうち、「計画相談支援」、「地域相談支援（地域定着支援）」、「障害児相談支援」は、実績が増加傾向で推移しています。

「地域相談支援（地域移行支援）」は、実績が減少傾向で推移しています。

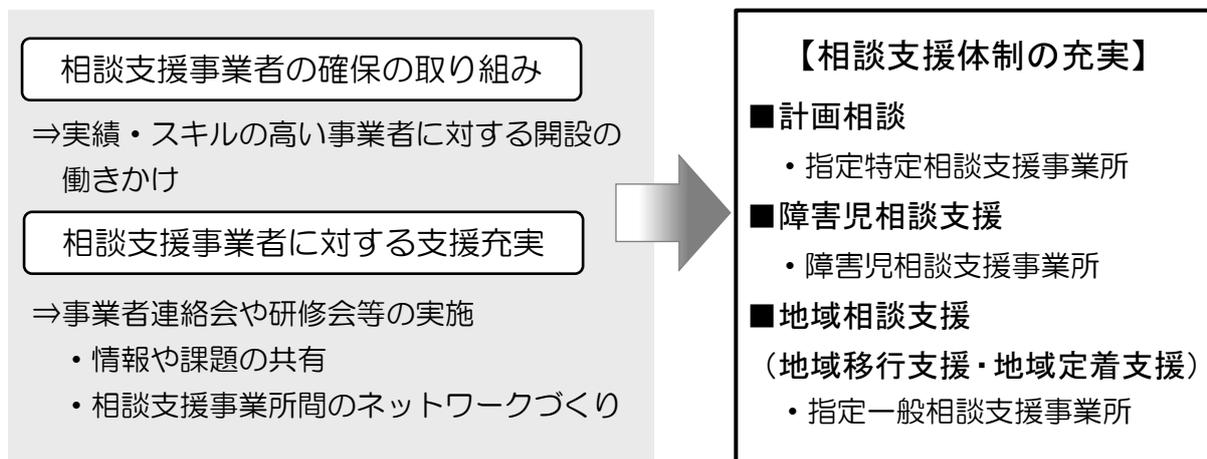
### 見込量確保のための方策等

障害のある人の地域での生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用を促進するには、ケアマネジメントによる継続した支援を行うための相談支援体制を整えることが必要です。

「計画相談支援」、「障害児相談支援」については、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が必要となる人が、適切に相談支援事業所を利用できるよう、体制の充実に努めます。

また、「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」については、施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために必要な相談支援を受けることができるよう、体制の充実に図り、グループホーム等の居住の場の確保に関する取り組みとともに、地域生活への移行・定着を推進します。

### <相談支援体制の充実 取り組みイメージ>



## 各サービスの見込量

### ① 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた指定特定相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

1月当たりの数値（1月当たりの平均値） [ 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         |        | 620人   | 810人   |

<第3期実績>（1月当たりの平均値）

|        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 見込量    | 75人    | 310人   | 345人   |
| 実績     | 62人    | 191人   | 328人   |
| 実績/見込量 | 82.7%  | 61.6%  | 95.1%  |

### ② 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等の入所者または精神科病院に入院している精神障害のある人が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

1月当たりの数値（1月当たりの平均値） [ 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         |        | 13人    | 15人    |

<第3期実績>（1月当たりの平均値）

|        | 平成24年度 <sup>(注)</sup> | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|-----------------------|--------|--------|
| 見込量    | —                     | 30人    | 30人    |
| 実績     | —                     | 11人    | 7人     |
| 実績/見込量 | —                     | 36.7%  | 23.3%  |

(注) 平成24年度は、地域生活支援事業(精神障害者居住支援事業等)で実施。

### ③ 地域相談支援（地域定着支援）

施設からの退所、病院からの退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人など地域生活が不安定な人に対し、連絡体制を常時確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応などの便宜を供与します。

1月当たりの数値（1月当たりの平均値） [ 人＝利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         | 70人    | 90人    | 110人   |

<第3期実績>（1月当たりの平均値）

|        | 平成24年度 <sup>(注)</sup> | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|-----------------------|--------|--------|
| 見込量    | —                     | 20人    | 30人    |
| 実績     | —                     | 12人    | 32人    |
| 実績／見込量 | —                     | 60.0%  | 106.7% |

(注) 平成24年度は、地域生活支援事業(精神障害者居住支援事業等)で実施。

### ④ 障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援のサービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた障害児相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、障害児支援利用計画の見直し、変更等を行います。

1月当たりの数値（1月当たりの平均値） [ 人＝利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         | 260人   | 300人   | 360人   |

<第3期実績<sup>(注1)</sup>>（1月当たりの平均値）

|    | 平成24年度             | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------------------|--------|--------|
| 実績 | 0人 <sup>(注2)</sup> | 1人     | 66人    |

(注1) 本計画からの新規設定項目であるため、第3期計画では見込量の設定はありません。

(注2) 平成24年度の実績は、年間で2人となっています。

## (6) 障害児通所支援

| 障害児通所支援の種類   |
|--------------|
| ① 児童発達支援     |
| ② 医療型児童発達支援  |
| ③ 放課後等デイサービス |
| ④ 保育所等訪問支援   |

### 第3期の状況

集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援のうち、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」は、実績が増加傾向で推移しています。特に、「放課後等デイサービス」は、大幅に増加しています。

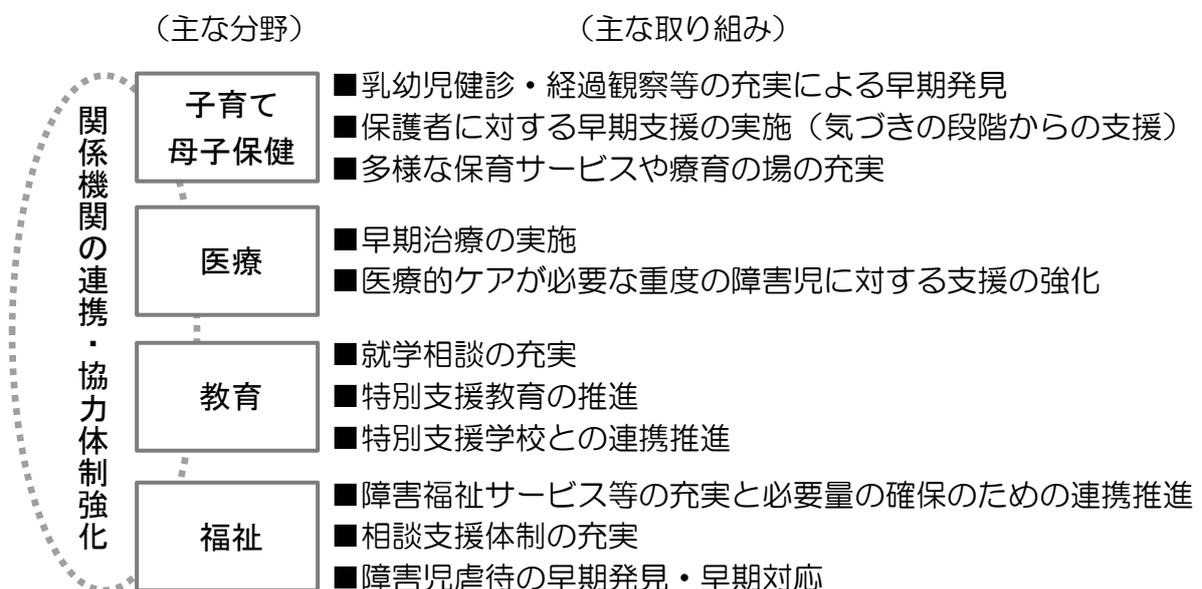
また、「医療型児童発達支援」は減少傾向、「保育所等訪問支援」はほぼ横ばいで実績が推移しています。

### 見込量確保のための方策等

障害を持つ子ども達が、地域で家族とともに健やかに成長するためには、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が必要です。

ライフステージに応じた切れ目の無い支援を提供できるよう、関係機関の連携・協力体制の強化により、障害児支援体制の基盤整備を図るとともに、民間活力の活用等により、必要なサービス量の確保に努めます。

### <障害児支援体制の基盤整備における連携・協力体制 イメージ>



## 各サービスの見込量

### ① 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度   |
|---------|----------|----------|----------|
|         | 2,990人日分 | 3,265人日分 | 3,560人日分 |
| 480人    | 525人     | 575人     |          |

<第3期実績<sup>(注)</sup>>

|    | 平成24年度   | 平成25年度   | 平成26年度   |
|----|----------|----------|----------|
| 実績 | 1,619人日分 | 2,067人日分 | 2,807人日分 |
|    | 315人     | 398人     | 488人     |

(注) 本計画からの新規設定項目であるため、第3期計画では見込量の設定はありません。

### ② 医療型児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         | 30人日分  | 30人日分  | 30人日分  |
| 6人      | 6人     | 6人     |        |

<第3期実績<sup>(注)</sup>>

|    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 実績 | 33人日分  | 25人日分  | 7人日分   |
|    | 6人     | 5人     | 3人     |

(注) 本計画からの新規設定項目であるため、第3期計画では見込量の設定はありません。

### ③ 放課後等デイサービス

就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    |
|---------|-----------|-----------|-----------|
|         | 6,550 人日分 | 7,840 人日分 | 9,380 人日分 |
|         | 660 人     | 790 人     | 930 人     |

<第3期実績<sup>(注)</sup>>

|    | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 実績 | 1,523 人日分 | 3,032 人日分 | 4,066 人日分 |
|    | 220 人     | 325 人     | 437 人     |

(注) 本計画からの新規設定項目であるため、第3期計画では見込量の設定はありません。

### ④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に、訪問支援員が保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

| 第4期 見込量 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|
|         | 4 人日分  | 4 人日分  | 4 人日分  |
|         | 2 人    | 2 人    | 2 人    |

<第3期実績<sup>(注)</sup>>

|    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 実績 | 2 人日分  | 2 人日分  | 1 人日分  |
|    | 1 人    | 2 人    | 1 人    |

(注) 本計画からの新規設定項目であるため、第3期計画では見込量の設定はありません。

## 第4章 地域生活支援事業

### 1 地域生活支援事業について

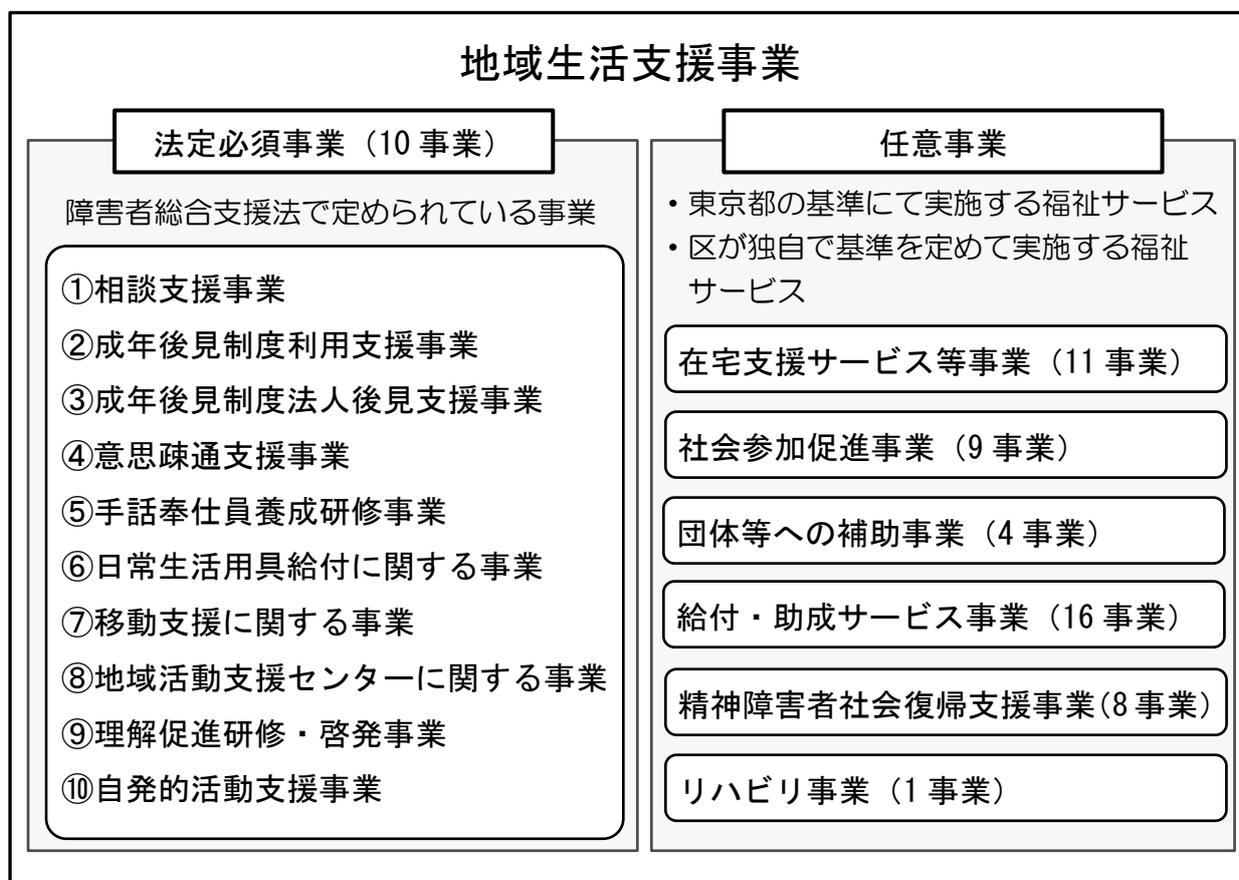
地域生活支援事業とは、障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、区が地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。

法定必須事業と任意事業で構成されており、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、区民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け支援を行います。

本計画では、平成27年度から平成29年度までの各年度における地域生活支援事業について、平成24年度から平成26年度（第3期計画期間）のサービス利用実績等を勘案して、その種類ごとに必要な量を見込みます。<sup>(注)</sup>

(注) 見込量及び実績値は、年度末の3月分（平成26年度実績値は、年度末見込）の数値です。

#### <地域生活支援事業の構成>



## 2 江戸川区の地域生活支援事業計画及び見込量

### (1) 法定必須事業 (10 事業)

#### ① 相談支援事業

##### (ア) 障害者相談支援事業

障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、及び障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、相談支援事業を適切に実施するにあたり、地域自立支援協議会を活用し、関係機関等のネットワークの構築及び情報共有の推進を図ります。

さらに、「発達障害相談センター」を平成 26 年度に開設し、発達障害者（児）のライフステージにおける一貫した支援を推進するため、専門的かつ継続的に相談に応じます。

#### 【障害者相談支援事業】

|       | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 実施箇所数 | 14    | 14    | 15    | 15    | 15    | 15    |

#### 【相談業務を行う窓口】

|                                      |                                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 障害者福祉課<br>(身体障害・知的障害)                | 葛西健康サポートセンター<br>(身体障害・精神障害)          |
| 発達障害相談センター<br>(発達障害 <sup>(注)</sup> ) | 鹿骨健康サポートセンター<br>(身体障害・精神障害)          |
| 障害者就労支援センター<br>(身体障害・知的障害・精神障害)      | 小松川健康サポートセンター<br>(身体障害・精神障害)         |
| 障害者支援ハウス<br>(身体障害・知的障害)              | なぎさ健康サポートセンター<br>(身体障害・精神障害)         |
| 中央健康サポートセンター<br>(身体障害・精神障害)          | 地域活動・相談支援センターかさい<br>(身体障害・知的障害・精神障害) |
| 小岩健康サポートセンター<br>(身体障害・精神障害)          | 地域活動支援センターえどがわ<br>(精神障害)             |
| 東部健康サポートセンター<br>(身体障害・精神障害)          | 地域活動支援センターはるえ野<br>(精神障害)             |
| 清新町健康サポートセンター<br>(身体障害・精神障害)         |                                      |

(注) 知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方。

### (イ) 精神障害者居住支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障害者に対して、入居に必要な調整等に係る支援<sup>(注)</sup>をします。また、入居後も緊急に対応が必要な場合の関係機関との連絡調整、相談支援等を行います。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間件数 | 5,948 | 3,648 | 3,700 | 3,700 | 3,700 | 3,700 |
| 登録者数 | 57    | 57    | 60    | 60    | 60    | 60    |

(注) 施設等からの一般住宅への入居については、平成25年度より地域相談支援にて実施。

### ② 成年後見制度利用支援事業

現在、社会福祉協議会が実施している知的障害者または精神障害者に対する成年後見制度の充実を図ります。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 申立件数 | 2    | 3    | 5    | 5    | 5    | 5    |

### ③ 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見の実施団体に対する研修の実施等により、成年後見制度における法人後見活動を支援します。

計画策定時点では、実績・見込みはありませんが、今後、要請に応じて、法人後見を実施している社会福祉協議会が中心となって、支援を実施します。

|       | 実績                  |      |      | 見込量  |      |      |
|-------|---------------------|------|------|------|------|------|
|       | 24年度 <sup>(注)</sup> | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 支援法人数 | —                   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

(注) 平成25年度からの事業。

#### ④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

##### (ア) 手話通訳等意思疎通支援に関する事業

江戸川区登録手話通訳者に係る人材の質、量ともに充実に努め、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣ともに民間団体の活用により実施します。

##### ○手話通訳者の派遣

聴覚・言語障害者が、通院、区役所の手続きなどの場面で、健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために手話通訳者を派遣します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間件数 | 1,709 | 1,859 | 2,022 | 2,199 | 2,392 | 2,602 |
| 利用者数 | 171   | 181   | 191   | 201   | 211   | 221   |

##### ○手話通訳者の配置

区役所本庁舎での手続きや相談などで、手話通訳者の同行が必要となる場合のために、手話通訳者を配置します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 210  | 189  | 200  | 200  | 200  | 200  |

##### ○手話通訳者緊急派遣事業

聴覚障害者の方が救急車で医療機関に搬送された際に、要望により手話通訳者を当該医療機関に派遣します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 利用者数 | 2    | 7    | 5    | 5    | 5    | 5    |

## ○要約筆記者の派遣

聴覚・言語障害者が、通院、区役所の手続きなどの場面で、健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 115  | 104  | 120  | 130  | 140  | 150  |
| 利用者数 | 11   | 11   | 12   | 13   | 14   | 15   |

## ⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員(手話ボランティア)の養成・研修を行います。

計画策定時点では、実績・見込みはありませんが、区では、当面、手話通訳者の養成事業に注力することにより、手話による意思疎通の推進を図っていきます。

|      | 実績                  |      |      | 見込量  |      |      |
|------|---------------------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 <sup>(注)</sup> | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 修了者数 | —                   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

(注) 平成 25 年度からの事業。

### 参考 「登録手話通訳者養成講座に関する事業」

手話通訳に必要な知識及び技術を習得した手話通訳者を養成するための講座を行います。手話通訳者の養成事業は、障害者総合支援法では、都道府県の法定必須事業となっていますが、区では、平成 19 年度から本事業を実施しています。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 実施回数 | 70   | 70   | 70   | 70   | 70   | 70   |
| 修了者数 | 71   | 77   | 80   | 80   | 80   | 80   |

⑥ 日常生活用具給付（設備改善を含む。）に関する事業

心身障害者（児）が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

(ア) 介護・訓練支援用具（10品目）

特殊寝台や特殊マットなどの障害者（児）の身体介護を支援する用具、障害児が訓練に用いるいすなどで、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 55   | 50   | 55   | 60   | 70   | 80   |

(イ) 自立生活支援用具（13品目）

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 173  | 165  | 170  | 180  | 190  | 200  |

(ウ) 在宅療養等支援用具（10品目）

電気式たん吸引器や音声式体温計などの障害者（児）の在宅療養等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 108  | 138  | 160  | 170  | 180  | 190  |

(エ) 情報・意思疎通支援用具（16品目）

点字器や人工喉頭などの障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 129  | 102  | 120  | 130  | 140  | 150  |

(オ) 排せつ管理支援用具（2品目）

ストーマ用装具などの障害者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間件数 | 9,315 | 9,362 | 9,400 | 9,500 | 9,600 | 9,700 |

(カ) 住宅改修費（居住生活動作補助用具）

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 15   | 12   | 15   | 15   | 15   | 15   |

⑦ 移動支援に関する事業

屋外での移動が困難な障害者（児）の外出を支援します。

|       | 実績      |         |         | 見込量     |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    | 29年度    |
| 延べ時間数 | 134,768 | 145,870 | 150,000 | 170,000 | 190,000 | 210,000 |
| 利用者数  | 1,068   | 1,182   | 1,300   | 1,500   | 1,700   | 1,900   |

## ⑧ 地域活動支援センターに関する事業

障害のある人が、地域の実情に応じて、創作的活動や生産活動をすることができるよう、地域活動支援センターの機能を充実し、社会との交流、地域生活支援の促進を図ります。

### (ア) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業とあわせて相談支援事業を行います。

### (イ) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

### (ウ) 地域活動支援センターⅢ型

日中活動の場として、個人の目的やニーズに応じた社会参加及び社会復帰の支援を行います。

|    |      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| Ⅰ型 | 箇所数  | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |
|    | 登録者数 | 1,192 | 1,450 | 1,600 | 1,750 | 1,900 | 2,050 |
| Ⅱ型 | 箇所数  | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     |
|    | 登録者数 | 375   | 380   | 380   | 380   | 380   | 380   |
| Ⅲ型 | 箇所数  | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |
|    | 登録者数 | 122   | 109   | 110   | 110   | 110   | 110   |

## ⑨ 理解促進研修・啓発事業

区民の方に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや講演会の開催、パンフレットの配布等）を行います。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 8    | 7    | 6    | 6    | 6    | 6    |

## ⑩ 自発的活動支援事業

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して、支援を行います。

### (ア) ピアサポート

障害者等やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援します。

### ○家族交流会に関する事業

こころの病をもつ人の家族を対象に、悩みを話しあったり、病気、社会資源（福祉制度、年金など）に関する知識などについて学ぶために実施します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間回数 | 98   | 99   | 48   | 48   | 48   | 48   |
| 参加者数 | 97   | 78   | 60   | 60   | 60   | 60   |

### ○酒害家族教室に関する事業

飲酒に関するトラブルで悩みのある家族が集い、専門病院の医師やソーシャルワーカー、保健師とともに「アルコール依存」について学ぶために実施します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間回数 | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   |
| 参加者数 | 18   | 17   | 20   | 20   | 20   | 20   |

### ○酒害本人ミーティングに関する事業

酒害相談を申し込んだ人を対象に、同じ悩みを持つ人同士が集い、病院のソーシャルワーカーも交えて、禁酒のためのミーティングを実施します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間回数 | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   | 24   |
| 参加者数 | 12   | 10   | 10   | 10   | 10   | 10   |

## ○精神家族講演会に関する事業

統合失調症やうつ病等が疑われる人の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度などについて学ぶ場として開催します。

|      | 実績 <sup>(注)</sup> |      |      | 見込量  |      |      |
|------|-------------------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度              | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間回数 | 9                 | 6    | 3    | 3    | 3    | 3    |
| 参加者数 | 73                | 65   | 150  | 150  | 150  | 150  |

(注) 平成25年度までは、家族教室として実施。

## (イ) 障害者団体等の活動支援

障害者団体等が自発的に実施する講座・講演会、イベント等について、側面的な支援（相談対応、周知のための広報等）を行います。

|                      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|----------------------|------|------|------|------|------|------|
|                      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 実施の有無 <sup>(注)</sup> | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    |

(注) 障害者団体等の活動支援については、支援内容が多岐に渡り、数値化が困難であるため、厚生労働省の参考様式に従い、実施の有無を記載しています。

## (2) 在宅支援サービス等事業 (11 事業)

### ① 巡回入浴サービスに関する事業

家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間件数 | 6,190 | 6,087 | 5,900 | 6,018 | 6,000 | 6,000 |
| 利用者数 | 75    | 74    | 70    | 71    | 71    | 71    |

### ② 寝具乾燥消毒サービスに関する事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒を行います。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 339  | 284  | 320  | 330  | 330  | 330  |
| 登録者数 | 41   | 44   | 44   | 45   | 45   | 45   |

### ③ 寝具水洗いサービスに関する事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の水洗いクリーニングを行います。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 63   | 56   | 65   | 70   | 72   | 72   |
| 登録者数 | 44   | 44   | 48   | 50   | 50   | 50   |

### ④ 福祉理美容サービスに関する事業

常時複雑な介護を要する在宅の重度障害者（児）に対し、健康的な生活の維持と家族の介護負担軽減を図るため、在宅で理美容サービスが受けられる福祉理美容券を交付します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間件数 | 1,532 | 1,789 | 2,050 | 2,100 | 2,150 | 2,200 |
| 支給者数 | 570   | 472   | 540   | 550   | 550   | 550   |

⑤ 紙おむつの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、おむつを支給します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 支給者数 | 753  | 707  | 740  | 770  | 800  | 830  |

⑥ おむつカバーの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、おむつカバーを支給します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 支給者数 | 52   | 12   | 30   | 40   | 45   | 50   |

⑦ 防水シーツの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、防水シーツを支給します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 支給者数 | 291  | 129  | 240  | 265  | 270  | 275  |

⑧ おむつ使用料の助成に関する事業

病院に入院し、区のおむつが使えない人を対象に、障害者（児）世帯の経済的負担軽減を図るため、おむつ使用料の助成を行います。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 433  | 401  | 440  | 450  | 450  | 450  |
| 利用者数 | 129  | 116  | 130  | 150  | 150  | 150  |

⑨ 日中一時支援（日帰りショート）に関する事業

在宅の心身障害者（児）の保護者または家族が、疾病・事故等で一時的に障害者（児）を介護できなくなった場合に、世帯の生活の安定を図るため、保護事業を行います。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 482  | 444  | 450  | 500  | 500  | 500  |
| 利用者数 | 145  | 123  | 140  | 150  | 150  | 150  |

⑩ 福祉有償運送に関する事業

身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、NPO法人によるボランティア有償運送を支援します。

|       | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|
|       | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 実施団体数 | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |

⑪ 重度身体障害者グループホームの助成に関する事業

社会福祉法人等が行う重度身体障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を助成します。

|     | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|
|     | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 箇所数 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

### (3) 社会参加促進事業 (9 事業)

#### ① 車いすの貸与に関する事業

長期または一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等をするために利用する車いすを貸し出します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 410  | 394  | 400  | 450  | 420  | 420  |

#### ② 障害者スポーツ大会への助成に関する事業

心身障害者（児）のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間回数 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 参加者数 | 522  | 438  | 450  | 450  | 450  | 450  |

#### ③ 障害者作品展への助成に関する事業

障害者（児）の作品を一堂に集め、日頃の成果の発表の場とし、励まし合うとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し、助成します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間回数 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 作品数  | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 |

#### ④ 障害別講座講習の開催に関する事業

障害者の生活向上を図るため、障害別に講習会を開催します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間回数 | 5    | 5    | 5    | 5    | 5    | 5    |
| 参加者数 | 290  | 271  | 300  | 300  | 300  | 300  |

### ⑤ 障害者就労支援センターにおける訓練事業

一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる 65 歳未満の障害者に対して就労に関する支援を行います。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 年間回数 | 2     | 1     | 2     | 2     | 3     | 3     |
| 利用者数 | 3     | 1     | 3     | 4     | 5     | 6     |

### ⑥ 自立生活支援センターに関する事業

利用者及び家族等の状況をよく理解し、親切な対応、理解しやすい説明等に努め、障害者の自立支援に関わる情報の収集、整理を適切に行うとともに、各種研修への参加等を通じて、生活支援技術の向上に努め、在宅福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援に加え、平成 26 年度より、「特定相談支援事業所」・「障害児相談支援事業所」として、障害福祉サービスの支給決定に必要な「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」の作成を障害者支援ハウスで行っています。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 相談件数 | 524   | 792   | 888   | 900   | 900   | 900   |

### ⑦ 心身障害者相談員（身体、知的）に関する事業

障害者やその家族の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 相談件数 | 606   | 464   | 500   | 500   | 500   | 500   |

### ⑧ 障害者協議室の運営に関する事業

障害者団体等が、障害者の自立と社会参加のための交流、情報交換等の自主的活動が積極的に図れるように設けた障害者協議室を貸し出します。

|       | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 年間件数  | 470   | 508   | 560   | 560   | 560   | 560   |
| 登録団体数 | 20    | 19    | 20    | 20    | 20    | 20    |

⑨ 障害者雇用優良企業表彰に関する事業

障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所に対し、その実績を広く周知することにより、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図るため、事業所を表彰します。

|     | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|
|     | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 表彰数 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |

#### (4) 団体等への補助事業 (4 事業)

##### ① 福祉作業所に対する助成に関する事業

在宅の障害者に対し、作業と交流を通じて、障害者の素質と能力を伸ばし、社会参加と自立を促進する心身障害者福祉作業所の運営費を助成します。

|     | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|
|     | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 箇所数 | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    |

##### ② グループホームの委託に関する事業

知的障害者の地域社会における自立生活を支援するために、生活の場を提供し、日常生活における援助を行う知的障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を補助します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 48   | 12   | 12   | 12   | 12   | 12   |
| 利用者数 | 4    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |

##### ③ 緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業

緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。

|       | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|
|       | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数  | 12   | 33   | 36   | 36   | 36   | 36   |
| 登録団体数 | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |

##### ④ ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業

地域の障害者（児）の足となり、福祉運送事業を運営しているNPO法人のハンディキャブ事業者に対し、補助を行います。

|       | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|
|       | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 助成団体数 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |

## (5) 給付・助成サービス事業（16 事業）

### ① グループホームの家賃助成に関する事業

グループホーム利用者が支払った家賃のうちの一定額を助成します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 利用者数 | 107   | 113   | 118   | 124   | 130   | 136   |

### ② グループホーム防火対策助成事業

グループホームが、消防用設備等の設置、地域を交えた防災訓練の開催、防災に関する講習会等へ参加する場合に、その費用の一部を補助します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 年間件数 | 0     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |

### ③ 障害者地域生活移行・定着化支援事業

入所施設を退所した重度障害者等を受け入れたグループホームに対して、相談援助等の支援に要する費用の一部を補助します。

|     | 実績                   |       |       | 見込量   |       |       |
|-----|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 24 年度 <sup>(注)</sup> | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 箇所数 | -                    | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

(注) 平成 25 年度からの事業。

### ④ 民間緊急通報システムの助成に関する事業

ひとり暮らし等の身体障害者で、日常生活に不安を持っている世帯に対し、生活の安全を図るため、民間事業者利用の緊急通報システム「マモルくん」を設置します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 年間件数 | 223   | 196   | 204   | 204   | 216   | 228   |
| 利用者数 | 17    | 15    | 18    | 18    | 18    | 19    |

⑤ 住まいの改造助成に関する事業

介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるよう、住まいの改造費用を助成します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 7    | 11   | 10   | 11   | 11   | 11   |

⑥ 民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業

民間の賃貸住宅に居住する心身障害者（児）世帯が、取り壊し等により転居を求められて転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 281  | 198  | 250  | 250  | 250  | 250  |
| 利用者数 | 25   | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   |

⑦ 重度脳性まひ者の介護に関する事業

重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、家族介護者に対し、介護券を給付します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間件数 | 3,708 | 3,444 | 3,120 | 3,312 | 3,312 | 3,312 |
| 利用者数 | 26    | 23    | 22    | 23    | 23    | 23    |

⑧ 自動車燃料費の助成に関する事業

社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者（児）が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。

|        | 実績     |        |        | 見込量    |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度   | 29年度   |
| 年間件数   | 18,490 | 19,124 | 20,145 | 20,770 | 21,390 | 22,030 |
| 支給対象者数 | 1,875  | 1,976  | 2,035  | 2,095  | 2,160  | 2,230  |

⑨ 自動車改造費の助成に関する事業

社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い、自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 7    | 8    | 10   | 10   | 10   | 10   |

⑩ 自動車運転教習費の助成に関する事業

日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 8    | 8    | 15   | 15   | 15   | 15   |

⑪ 知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業

区内でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

⑫ 成人祝品の支給に関する事業

成人としての自覚を持ち、生活の励みとなるよう、身体障害者手帳または愛の手帳を持つ新成人に記念品を贈呈します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 支給者数 | 113  | 129  | 124  | 158  | 189  | 155  |

⑬ タクシー利用の助成に関する事業

車いす等を使用する心身障害者（児）が、社会生活を円滑かつ迅速に営むための  
迎車料金及び乗車料金の一部を助成します。

|        | 実績     |        |        | 見込量    |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度   | 29年度   |
| 年間件数   | 76,669 | 76,049 | 76,000 | 77,660 | 78,440 | 79,220 |
| 支給対象者数 | 7,354  | 7,345  | 7,400  | 7,490  | 7,560  | 7,640  |

⑭ 更生訓練費に関する事業

就労移行支援事業所、自立訓練事業所等における訓練の効果を上げるため、更生  
訓練を受けるために必要な費用を支給します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間件数 | 24   | 34   | 24   | 24   | 12   | 12   |
| 支給者数 | 2    | 3    | 2    | 2    | 1    | 1    |

※下記の事業については、平成23年度をもって新規受付は終了しました。

従前からの利用者については、継続して支援します。

⑮ 福祉電話使用料の助成に関する事業

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 利用者数 | 163  | 93   | 90   | 90   | 80   | 75   |

⑯ 福祉電話の貸与に関する事業

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 利用者数 | 99   | 55   | 48   | 48   | 40   | 35   |

## (6) 精神障害者社会復帰支援事業 (8 事業)

### ① 福祉ホームに関する事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な精神障害者に対し、生活の場を与えるとともに、必要な支援等を行い、自立の促進を図ります。

計画策定時点で、区内に福祉ホームを運営している事業者はありませんが、今後開設の相談等については、適切な対応を図っていきます。

|     | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|------|
|     | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 箇所数 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

### ② 心の専門グループワークに関する事業

回復期にある精神障害者を対象に、2年を期限として、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 箇所数  | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    |
| 利用者数 | 116  | 82   | 100  | 100  | 100  | 100  |

### ③ 心の交流スポーツ大会に関する事業

スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間回数 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 利用者数 | 280  | 280  | 280  | 280  | 290  | 290  |

### ④ 精神障害者就労支援事業

就労を希望する精神障害者に対し、就労支援コーディネーターが就労訓練事業所の紹介・関係機関への同行・求職活動への準備支援等を総合的に行います。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間件数 | 5,641 | 5,010 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 |
| 登録者数 | 110   | 119   | 130   | 130   | 130   | 130   |

⑤ 精神障害者自立生活体験事業

病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息または一時的に家族支援が受けられない時などに安心して過ごせる専用居室が活用できます。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 年間件数 | 3,655 | 2,485 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 登録者数 | 91    | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |

⑥ ボランティア講座に関する事業

精神障害者のための施設等において、ボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 年間回数 | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 参加者数 | 19   | 33   | 20   | 20   | 30   | 30   |

⑦ 家族会の支援に関する事業

精神障害者を持つ家族同士の交流、自主的活動等の支援を行います。

|      | 実績   |      |      | 見込量  |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 箇所数  | 3    | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 登録者数 | 65   | 59   | 53   | 55   | 55   | 55   |

⑧ 精神障害者地域生活安定化支援事業

地域で安心して生活が送れるよう、一定期間、訪問を中心とした支援を行い、その方に必要な福祉サービスの利用や定期的な通院につなげるためのサポートを行います。

|      | 実績                  |       |       | 見込量   |       |       |
|------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24年度 <sup>(注)</sup> | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 支援件数 | —                   | 1,501 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| 利用者数 | —                   | 30    | 30    | 30    | 30    | 30    |

(注) 平成25年度からの事業。

## (7) リハビリ事業 (1 事業)

### ① 自立支援セミナーに関する事業

脳卒中後遺症等による障害を持ち、病院訓練を終えた人とその家族を対象として、日常生活動作や応用動作の体験を通じて、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。

#### (ア) 言語リハビリ教室

言語機能に障害のある人を対象に、コミュニケーション機能の回復と社会参加を目的に開催します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 年間回数 | 38    | 38    | 38    | 38    | 38    | 38    |
| 利用者数 | 59    | 67    | 60    | 60    | 60    | 60    |

#### (イ) 家事体験リハビリ教室

身体障害や高次脳機能障害により、調理・掃除・洗濯などの家事動作に支障をきたしている人を対象に、家事動作の体験を通じて、家庭での役割を広げることを目的に開催します。

|      | 実績    |       |       | 見込量   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 年間回数 | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     |
| 利用者数 | 6     | 16    | 20    | 20    | 20    | 20    |



# 資 料 編



## 江戸川区障害者計画の読み替えについて

平成 24 年 3 月策定の「江戸川区障害者計画」について、本計画書とあわせて参照する場合は、下記のとおり、読み替えてご覧ください<sup>(注)</sup>。

なお、計画自体の変更はありません。

(注)「江戸川区障害者計画」は、本計画書には収録していません。(第 3 期計画と同一の冊子です。江戸川区ホームページでもご覧いただけます。)

なお、第 3 期計画とあわせてご覧になる際は、読み替えは不要です。

### 障害者計画 読み替え表

| ページ | 読み換え箇所                           |   |
|-----|----------------------------------|---|
| 5   | 「3 計画の位置づけ」 上から 3 行目             |   |
|     | 読み替え前                            | <u>障害者自立支援法</u>   |
|     | 読み替え後                            | <u>障害者総合支援法</u><br>※本計画書 1 ページの「(2)計画の位置づけ」もご参照ください。  |
| 21  | 「1 障害者施策推進の基本理念」 上から 20 行目       |   |
|     | 読み替え前                            | <u>障害者自立支援法</u>   |
|     | 読み替え後                            | <u>障害者総合支援法</u>   |
| 52  | 「3 (1) 江戸川区地域自立支援協議会」 上から 1~3 行目 |   |
|     | 読み替え前                            | <u>障害者自立支援法</u> において、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される <u>自立支援協議会を置くことができる</u> と示されています。              |
|     | 読み替え後                            | <u>障害者総合支援法</u> において、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、 <u>障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない</u> と示されています。 |

## 障害者総合支援法の概要

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要」<sup>(注)</sup>

(平成 24 年 6 月 20 日成立・同年 6 月 27 日公布)

(注) 厚生労働省「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要」より引用。

### 1. 趣 旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

### 2. 概 要

#### (1) 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

#### (2) 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

#### (3) 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

#### (4) 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

#### (5) 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

#### (6) サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

### 3. 施行期日

平成25年4月1日

（ただし、2.（4）及び（5）①～③については、平成26年4月1日）

### 4. 検討規定

（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- （1）常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- （2）障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- （3）障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- （4）手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- （5）精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

## 障害福祉サービス等見込量一覧

|         |                      | 事 項   | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |
|---------|----------------------|-------|------------|------------|------------|
| 訪問系     | ①居宅介護                | サービス量 | 17,590 時間分 | 19,300 時間分 | 20,620 時間分 |
|         |                      | 利用者数  | 1,110 人    | 1,210 人    | 1,270 人    |
|         | ②重度訪問介護              | サービス量 | 18,450 時間分 | 19,790 時間分 | 21,200 時間分 |
|         |                      | 利用者数  | 46 人       | 47 人       | 48 人       |
|         | ③行動援護                | サービス量 | 820 時間分    | 935 時間分    | 1,000 時間分  |
|         |                      | 利用者数  | 14 人       | 16 人       | 17 人       |
|         | ④重度障害者等包括支援          | サービス量 | 0 時間分      | 0 時間分      | 0 時間分      |
|         |                      | 利用者数  | 0 人        | 0 人        | 0 人        |
|         | ⑤同行援護                | サービス量 | 13,800 時間分 | 14,160 時間分 | 14,570 時間分 |
|         |                      | 利用者数  | 280 人      | 290 人      | 300 人      |
| 日中活動系   | ①生活介護                | サービス量 | 22,700 人日分 | 24,430 人日分 | 26,270 人日分 |
|         |                      | 利用者数  | 1,100 人    | 1,185 人    | 1,275 人    |
|         | ②自立訓練<br>(機能訓練)      | サービス量 | 86 人日分     | 96 人日分     | 107 人日分    |
|         |                      | 利用者数  | 8 人        | 9 人        | 10 人       |
|         | ③自立訓練<br>(生活訓練)      | サービス量 | 1,260 人日分  | 1,260 人日分  | 1,260 人日分  |
|         |                      | 利用者数  | 110 人      | 110 人      | 110 人      |
|         | ④就労移行支援              | サービス量 | 3,450 人日分  | 3,770 人日分  | 4,040 人日分  |
|         |                      | 利用者数  | 210 人      | 225 人      | 240 人      |
|         | ⑤就労継続支援A型<br>(雇用型)   | サービス量 | 840 人日分    | 890 人日分    | 940 人日分    |
|         |                      | 利用者数  | 50 人       | 53 人       | 56 人       |
|         | ⑥就労継続支援B型<br>(非雇用型)  | サービス量 | 15,070 人日分 | 16,250 人日分 | 17,540 人日分 |
|         |                      | 利用者数  | 850 人      | 920 人      | 990 人      |
|         | ⑦療養介護                | サービス量 | 1,580 人日分  | 1,580 人日分  | 1,580 人日分  |
|         |                      | 利用者数  | 51 人       | 51 人       | 51 人       |
| ⑧短期入所   | 福祉型                  | サービス量 | 1,925 人日分  | 2,045 人日分  | 2,180 人日分  |
|         |                      | 利用者数  | 158 人      | 169 人      | 181 人      |
|         | 医療型                  | サービス量 | 174 人日分    | 189 人日分    | 203 人日分    |
|         |                      | 利用者数  | 24 人       | 26 人       | 28 人       |
| 居住系     | ①共同生活援助<br>(グループホーム) | 利用者数  | 370 人      | 400 人      | 430 人      |
|         | ②施設入所支援              | 利用者数  | 412 人      | 413 人      | 414 人      |
| 相談支援    | ①計画相談支援              | 利用者数  | 620 人      | 810 人      | 1,010 人    |
|         | ②地域相談支援<br>(地域移行支援)  | 利用者数  | 13 人       | 15 人       | 17 人       |
|         | ③地域相談支援<br>(地域定着支援)  | 利用者数  | 70 人       | 90 人       | 110 人      |
|         | ③障害児相談支援             | 利用者数  | 260 人      | 300 人      | 360 人      |
| 障害児通所支援 | ①児童発達支援              | サービス量 | 2,990 人日分  | 3,265 人日分  | 3,560 人日分  |
|         |                      | 利用者数  | 480 人      | 525 人      | 575 人      |
|         | ②医療型児童発達支援           | サービス量 | 30 人日分     | 30 人日分     | 30 人日分     |
|         |                      | 利用者数  | 6 人        | 6 人        | 6 人        |
|         | ③放課後等デイサービス          | サービス量 | 6,550 人日分  | 7,840 人日分  | 9,380 人日分  |
|         |                      | 利用者数  | 660 人      | 790 人      | 930 人      |
|         | ④保育所等訪問支援            | サービス量 | 4 人日分      | 4 人日分      | 4 人日分      |
|         |                      | 利用者数  | 2 人        | 2 人        | 2 人        |

## 地域生活支援事業見込量一覧

|                            | 平成27年度        |        | 平成28年度        |        | 平成29年度        |        | (単位)           |
|----------------------------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|----------------|
| (1) 法定必須事業(10事業)           |               |        |               |        |               |        |                |
| ① 相談支援事業                   |               |        |               |        |               |        |                |
| (ア) 障害者相談支援事業              | 15箇所          |        | 15箇所          |        | 15箇所          |        | 実施箇所数          |
| (イ) 精神障害者居住支援事業            | 3,700件        | 60人    | 3,700件        | 60人    | 3,700件        | 60人    | 年間件数/<br>登録者数  |
| ② 成年後見制度利用支援事業             | 5件            |        | 5件            |        | 5件            |        | 申立件数           |
| ③ 成年後見制度法人後見支援事業           | 0件            |        | 0件            |        | 0件            |        | 支援法人数          |
| ④ 意思疎通支援事業                 |               |        |               |        |               |        |                |
| (ア) 手話通訳等意思疎通支援に関する事業      |               |        |               |        |               |        |                |
| 手話通訳者の派遣                   | 2,199件        | 201人   | 2,392件        | 211人   | 2,602件        | 221人   | 年間件数/<br>利用者数  |
| 手話通訳者の配置                   | 200件          |        | 200件          |        | 200件          |        | 年間件数           |
| 手話通訳者緊急派遣事業                | 5人            |        | 5人            |        | 5人            |        | 利用者数           |
| 要約筆記者の派遣                   | 130件          | 13人    | 140件          | 14人    | 150件          | 15人    | 年間件数/<br>利用者数  |
| ⑤ 手話奉仕員養成研修事業              | 0人            |        | 0人            |        | 0人            |        | 修了者数           |
| ⑥ 日常生活用具給付(設備改善を含む。)に関する事業 |               |        |               |        |               |        |                |
| (ア) 介護・訓練支援用具(10品目)        | 60件           |        | 70件           |        | 80件           |        | 年間件数           |
| (イ) 自立生活支援用具(13品目)         | 180件          |        | 190件          |        | 200件          |        | 年間件数           |
| (ウ) 在宅療養等支援用具(10品目)        | 170件          |        | 180件          |        | 190件          |        | 年間件数           |
| (エ) 情報・意思疎通支援用具(16品目)      | 130件          |        | 140件          |        | 150件          |        | 年間件数           |
| (オ) 排せつ管理支援用具(2品目)         | 9,500件        |        | 9,600件        |        | 9,700件        |        | 年間件数           |
| (カ) 住宅改修費(居住生活動作補助用具)      | 15件           |        | 15件           |        | 15件           |        | 年間件数           |
| ⑦ 移動支援に関する事業               | 170,000<br>時間 | 1,500人 | 190,000<br>時間 | 1,700人 | 210,000<br>時間 | 1,900人 | 延べ時間数/<br>利用者数 |
| ⑧ 地域活動支援センターに関する事業         |               |        |               |        |               |        |                |
| (ア) 地域活動支援センターⅠ型           | 3箇所           | 1,750人 | 3箇所           | 1,900人 | 3箇所           | 2,050人 | 箇所数/<br>登録者数   |
| (イ) 地域活動支援センターⅡ型           | 7箇所           | 380人   | 7箇所           | 380人   | 7箇所           | 380人   | 箇所数/<br>登録者数   |
| (ウ) 地域活動支援センターⅢ型           | 3箇所           | 110人   | 3箇所           | 110人   | 3箇所           | 110人   | 箇所数/<br>登録者数   |
| ⑨ 理解促進研修・啓発事業              | 6件            |        | 6件            |        | 6件            |        | 年間件数           |
| ⑩ 自発的活動支援事業                |               |        |               |        |               |        |                |
| (ア) ピアサポート                 |               |        |               |        |               |        |                |
| 家族交流会に関する事業                | 48回           | 60人    | 48回           | 60人    | 48回           | 60人    | 年間回数/<br>参加者数  |
| 酒害家族教室に関する事業               | 24回           | 20人    | 24回           | 20人    | 24回           | 20人    | 年間回数/<br>参加者数  |

|                      |                          | 平成27年度 |         | 平成28年度 |         | 平成29年度 |         | (単位)       |
|----------------------|--------------------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|------------|
|                      | 酒害本人ミーティングに関する事業         | 24回    | 10人     | 24回    | 10人     | 24回    | 10人     | 年間回数／参加者数  |
|                      | 精神家族講演会に関する事業            | 3回     | 150人    | 3回     | 150人    | 3回     | 150人    | 年間回数／参加者数  |
|                      | (イ)障害者団体等の活動支援           | 有      |         | 有      |         | 有      |         | 実施の有無      |
| (2)在宅支援サービス等事業(11事業) |                          |        |         |        |         |        |         |            |
|                      | ①巡回入浴サービスに関する事業          | 6,018件 | 71人     | 6,000件 | 71人     | 6,000件 | 71人     | 年間件数／利用者数  |
|                      | ②寝具乾燥消毒サービスに関する事業        | 330件   | 45人     | 330件   | 45人     | 330件   | 45人     | 年間件数／登録者数  |
|                      | ③寝具水洗いサービスに関する事業         | 70件    | 50人     | 72件    | 50人     | 72件    | 50人     | 年間件数／登録者数  |
|                      | ④福祉理美容サービスに関する事業         | 2,100件 | 550人    | 2,150件 | 550人    | 2,200件 | 550人    | 年間件数／支給者数  |
|                      | ⑤紙おむつの支給に関する事業           | 770人   |         | 800人   |         | 830人   |         | 支給者数       |
|                      | ⑥おむつカバーの支給に関する事業         | 40人    |         | 45人    |         | 50人    |         | 支給者数       |
|                      | ⑦防水シーツの支給に関する事業          | 265人   |         | 270人   |         | 275人   |         | 支給者数       |
|                      | ⑧おむつ使用料の助成に関する事業         | 450件   | 150人    | 450件   | 150人    | 450件   | 150人    | 年間件数／利用者数  |
|                      | ⑨日中一時支援(日帰りショート)に関する事業   | 500件   | 150人    | 500件   | 150人    | 500件   | 150人    | 年間件数／利用者数  |
|                      | ⑩福祉有償運送に関する事業            | 2箇所    |         | 2箇所    |         | 2箇所    |         | 実施団体数      |
|                      | ⑪重度身体障害者グループホームの助成に関する事業 | 0箇所    |         | 0箇所    |         | 0箇所    |         | 箇所数        |
| (3)社会参加促進事業(9事業)     |                          |        |         |        |         |        |         |            |
|                      | ①車いすの貸与に関する事業            | 450件   |         | 420件   |         | 420件   |         | 年間件数       |
|                      | ②障害者スポーツ大会への助成に関する事業     | 1回     | 450人    | 1回     | 450人    | 1回     | 450人    | 年間回数／参加者数  |
|                      | ③障害者作品展への助成に関する事業        | 1回     | 1,700作品 | 1回     | 1,700作品 | 1回     | 1,700作品 | 年間回数／作品数   |
|                      | ④障害別講座講習の開催に関する事業        | 5回     | 300人    | 5回     | 300人    | 5回     | 300人    | 年間回数／参加者数  |
|                      | ⑤障害者就労支援センターにおける訓練事業     | 2回     | 4人      | 3回     | 5人      | 3回     | 6人      | 年間回数／利用者数  |
|                      | ⑥自立生活支援センターに関する事業        | 900件   |         | 900件   |         | 900件   |         | 相談件数       |
|                      | ⑦心身障害者相談員(身体、知的)に関する事業   | 500件   |         | 500件   |         | 500件   |         | 相談件数       |
|                      | ⑧障害者協議室の運営に関する事業         | 560件   | 20団体    | 560件   | 20団体    | 560件   | 20団体    | 年間件数／登録団体数 |
|                      | ⑨障害者雇用優良企業表彰に関する事業       | 1箇所    |         | 1箇所    |         | 1箇所    |         | 表彰数        |
| (4)団体等への補助事業(4事業)    |                          |        |         |        |         |        |         |            |
|                      | ①福祉作業所に対する助成に関する事業       | 3箇所    |         | 3箇所    |         | 3箇所    |         | 箇所数        |
|                      | ②グループホームの委託に関する事業        | 12件    | 1人      | 12件    | 1人      | 12件    | 1人      | 年間件数／利用者数  |
|                      | ③緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業 | 36件    | 2団体     | 36件    | 2団体     | 36件    | 2団体     | 年間件数／登録団体数 |
|                      | ④ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業  | 1団体    |         | 1団体    |         | 1団体    |         | 助成団体数      |
| (5)給付・助成サービス事業(16事業) |                          |        |         |        |         |        |         |            |
|                      | ①グループホームの家賃助成に関する事業      | 124人   |         | 130人   |         | 136人   |         | 利用者数       |
|                      | ②グループホーム防火対策助成事業         | 2件     |         | 2件     |         | 2件     |         | 年間件数       |

|                              | 平成27年度  |        | 平成28年度  |        | 平成29年度  |        | (単位)            |
|------------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-----------------|
| ③障害者地域生活移行・定着化支援事業           | 1箇所     |        | 1箇所     |        | 1箇所     |        | 箇所数             |
| ④民間緊急通報システムの助成に関する事業         | 204件    | 18人    | 216件    | 18人    | 228件    | 19人    | 年間件数/<br>利用者数   |
| ⑤住まいの改造助成に関する事業              | 11件     |        | 11件     |        | 11件     |        | 年間件数            |
| ⑥民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業          | 250件    | 20人    | 250件    | 20人    | 250件    | 20人    | 年間件数/<br>利用者数   |
| ⑦重度脳性まひ者の介護に関する事業            | 3,312件  | 23人    | 3,312件  | 23人    | 3,312件  | 23人    | 年間件数/<br>利用者数   |
| ⑧自動車燃料費の助成に関する事業             | 20,770件 | 2,095人 | 21,390件 | 2,160人 | 22,030件 | 2,230人 | 年間件数/<br>支給対象者数 |
| ⑨自動車改造費の助成に関する事業             | 10件     |        | 10件     |        | 10件     |        | 年間件数            |
| ⑩自動車運転教習費の助成に関する事業           | 15件     |        | 15件     |        | 15件     |        | 年間件数            |
| ⑪知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業 | 0件      |        | 0件      |        | 0件      |        | 年間件数            |
| ⑫成人祝品の支給に関する事業               | 158人    |        | 189人    |        | 155人    |        | 支給者数            |
| ⑬タクシー利用の助成に関する事業             | 77,660件 | 7,490人 | 78,440件 | 7,560人 | 79,220件 | 7,640人 | 年間件数/<br>支給対象者数 |
| ⑭更生訓練費に関する事業                 | 24件     | 2人     | 12件     | 1人     | 12件     | 1人     | 年間件数/<br>支給者数   |
| ⑮福祉電話使用料の助成に関する事業            | 90人     |        | 80人     |        | 75人     |        | 利用者数            |
| ⑯福祉電話の貸与に関する事業               | 48人     |        | 40人     |        | 35人     |        | 利用者数            |
| (6)精神障害者社会復帰支援事業(8事業)        |         |        |         |        |         |        |                 |
| ①福祉ホームに関する事業                 | 0箇所     |        | 0箇所     |        | 0箇所     |        | 箇所数             |
| ②心の専門グループワークに関する事業           | 8箇所     | 100人   | 8箇所     | 100人   | 8箇所     | 100人   | 箇所数/<br>利用者数    |
| ③心の交流スポーツ大会に関する事業            | 1回      | 280人   | 1回      | 290人   | 1回      | 290人   | 年間回数/<br>利用者数   |
| ④精神障害者就労支援事業                 | 5,500件  | 130人   | 5,500件  | 130人   | 5,500件  | 130人   | 年間件数/<br>登録者数   |
| ⑤精神障害者自立生活体験事業               | 2,500件  | 100人   | 2,500件  | 100人   | 2,500件  | 100人   | 年間件数/<br>登録者数   |
| ⑥ボランティア講座に関する事業              | 2回      | 20人    | 2回      | 30人    | 2回      | 30人    | 年間回数/<br>参加者数   |
| ⑦家族会の支援に関する事業                | 2箇所     | 55人    | 2箇所     | 55人    | 2箇所     | 55人    | 箇所数/<br>登録者数    |
| ⑧精神障害者地域生活安定化支援事業            | 1,800件  | 30人    | 1,800件  | 30人    | 1,800件  | 30人    | 支援件数/<br>利用者数   |
| (7)リハビリ事業(1事業)               |         |        |         |        |         |        |                 |
| ①自立支援セミナーに関する事業              |         |        |         |        |         |        |                 |
| (ア) 言語リハビリ教室                 | 38回     | 60人    | 38回     | 60人    | 38回     | 60人    | 年間回数/<br>利用者数   |
| (イ) 家事体験リハビリ教室               | 8回      | 20人    | 8回      | 20人    | 8回      | 20人    | 年間回数/<br>利用者数   |

## 策定経過

### (1) 策定委員会経過

| 回数  | 開催日         | 主な議題  |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成26年7月15日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>策定についての趣旨、法改正について</li> <li>第4期障害福祉計画の国の指針について</li> <li>策定スケジュールについて</li> </ul> |
| 第2回 | 平成26年11月11日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画(案)について</li> <li>意見公募の実施について</li> </ul>                                      |
| 第3回 | 平成27年2月16日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>意見公募の結果について</li> <li>計画(案)について</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>               |

### (2) 江戸川区地域自立支援協議会経過<sup>(注)</sup>

会 長 小川 勝

副会長 古川 隆彦、戸倉 振一

委員構成 保健医療関係者2名、民生・児童委員1名、教育関係者3名、就労支援関係者3名、障害当事者4名、障害者団体関係者3名、障害福祉サービス・相談支援事業者2名、社会福祉協議会職員1名  
計19名

| 回数  | 開催日         | 主な議題   |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成26年7月10日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>策定の趣旨、主な策定項目について</li> <li>策定スケジュールについて</li> </ul> |
| 第2回 | 平成26年11月20日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画(案)について</li> </ul>                              |
| 第3回 | 平成27年2月5日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>意見公募の結果について</li> <li>計画(案)について</li> </ul>         |

(注) 障害者総合支援法第88条第8項により、障害福祉計画の策定または変更時に、あらかじめ、地域自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。

### (3) パブリック・コメント(意見公募)の実施

|      |                             |     |        |
|------|-----------------------------|-----|--------|
| 公募期間 | 平成26年12月10日から12月24日まで(15日間) |     |        |
| 意見件数 | 370人                        | 2団体 | 延べ152件 |

(4) 策定委員会委員

| 部        | 課        | 委員            |
|----------|----------|---------------|
| 福祉部      |          | 福祉部長          |
|          | 福祉推進課    | 福祉推進課長        |
|          | 障害者福祉課   | 障害者福祉課長       |
|          |          | 庶務係長          |
|          |          | 計画係長          |
|          |          | 認定係長          |
|          |          | 身体障害者相談係長     |
|          |          | 愛の手帳相談係長      |
|          |          | 自立援助係長        |
|          |          | 事業者調整係長       |
|          |          | 障害者就労支援センター所長 |
|          |          | 発達障害相談センター    |
|          | 事務係長     |               |
|          | 相談係長     |               |
| 健康部      |          | 健康部長          |
|          | 保健予防課    | 健康部参事・保健予防課長  |
|          |          | 精神保健係長        |
|          | 健康推進課    | 健康推進課長        |
|          | 健康サービス課  | 健康サービス課長      |
|          |          | 健康サービス係長      |
| 地域医療担当課  | 地域医療担当課長 |               |
| 経営企画部    | 企画課      | 企画課長          |
| 生活振興部    | 地域振興課    | 地域振興課長        |
| 子ども家庭部   | 子育て支援課   | 子育て支援課長       |
|          | 保育課      | 保育課長          |
|          |          | 庶務係長          |
| 教育委員会事務局 | 学務課      | 学務課長          |
|          | 指導室      | 指導室長          |



## 第4期江戸川区障害福祉計画

(平成27年3月発行)

編集・発行

江戸川区福祉部障害者福祉課

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03(3652)1151(代表)

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>